

## 論文第八

リスボン大地震におけるポルトガル王権の緊急政策と  
社会各層の救援活動

### 第二節 緊急政策と救援活動の開始

- 一、大地震前日（一七五五年十月三十一日 万聖節前夜）  
各地における大地震の前兆
  - 二、震災第一日（一七五五年十一月一日 万聖節）  
リスボン市庁への要請と被災者救出の指令
  - 三、震災第二日（一七五五年十一月二日 万聖節）  
救援活動の統括的指令、司法機関への特命、軍隊の出動、  
住民逃散の阻止、遺体の埋葬、ペストの防禦、
  - 四、震災第三日（一七五五年十一月三日）  
食糧の確保と供給、物価の統制、魚介類への免税、類焼の防止、  
河港地帯の厳戒、海寇への防衛 教区司祭への要請
- 承前
- 第一節 リベイラ王宮の壊滅とポルトガル王権の緊急政策
    - 一、リベイラ王宮の壊滅
    - 二、ブラガンサ王家の被災
    - 三、ポルトガル王権の統治機構と国務尚書カルヴァリオ
    - 四、緊急政策の基本史料―その書誌学的課題

## 第二節 緊急政策と救援活動の開始

一、大地震前日（一七五五年十月三十一日 万聖節前夜）

大地震のさまざまな前兆

すべての聖人を追慕する万聖節は、キリスト教の重要な祝祭のひとつである。万聖節の前夜と当日に続いて、その翌日すべての故人を追悼する万霊節が営まれる。例年十月三十一日から三日間にわたる祭日では、教会や修道院で特別の聖儀が行われ、官庁や企業はおおむね休業とされた。

一七五五年の大地震に關してもっとも長文かつ綿密な証言を遺した聖職者マヌエル・ポルタルは、リスボン中心部の高台シアード、オラトリオ会の聖靈修道院で万聖節の前夜を迎えた。

あの日に先立つてわが身に生じた不吉な出来事を、まず率直に語りた。以前からマヌエル・ディアスの美事な製作、主イエスの十字架像を私は持っていた。手に入れたのが大層嬉しく、あの世への旅立ちにも、道連れにしたい気持であった。その十字架像には神の御業が崇敬の念をもって表現されていた。

万聖節の前日いつもの説教を済ませた私が、同僚の数人から聞いたのは小さな地震、人によっては気づかぬほどの地震が二度起きたことである。それを気にもしないで僧坊に戻ったがそこでは道路側の壁は漆喰にひびが生じかねて割れそうでもあったので、反対側の片隅で横臥した。しかし、なんらの心配も感ぜず、眠ったのである。

眠りに落ちると、その十字架像が夢に現れ、もはやそなたの目に主は映じないと告げる。夢枕で私の心は深く傷つき、わが罪の赦免を主に哀願する。必死の思いである主のお応えは変らない懇願を続けながら苦悶は増し恩寵を賜るのは絶望的と感じた。やがて目覚めた私は、陰鬱な気持である。床を離れたあと、一抹の困惑と深い苦悩に包まれながらミサに参じた。それが済むと、個別の祈祷をするため僧坊に戻った。

ポルタルの記録を繙くとき、神秘的な夢譚にまず心惹かれる一方、地震の歴史として注目されるのは、十月三十一日に震動を感じたことである。万聖節前夜の地震発生を伝える証言は、他の震災記録に見当たらないが、地震の前兆を記録した文書は若干遺されている。リスボンの東二十マイル、シントラ山地中腹のコラレスでハンブルグ領事ストケレルは、前兆と思われる海洋と泉水の異変を目撃した。コラレスの近くには大西洋を俯瞰する険阻な断崖があり、ヨーロッパ最西端の口力岬と相まって、ポルトガル有数の景勝地として知られる。ストケレルの貴重な観察は友人宛書簡に記録され、翌年二月イギリス王立協会において朗読された。

### ポルトガル駐在ハンブルグ領事ストケレルの書簡

Manoel Portal, *Historia da ruina da cidade de Lisboa*, pp.18-28. in Pereira de Sousa, *op.cit.*,

Volume III, pp.615-616.

コラレスにおけるリスボン地震観察

(イギリス王立協会会員 ヘンリ・ペイカー殿より提供 一七五六年二月五日読会)

十月三十一日天気は快晴にして、季節としては珍しく暖かでした。北風が感じられ、午後四時十五分頃海からの濃霧が深谷を覆いました。夏にはしばしば見られますが、この季節には稀な現象です。すぐに風向きが東へ変わり、霧は海の方へ戻りました。濃縮したかのように、見たことがないほど濃厚になったのです。霧が帰るや、海は恐ろしいまでの高波で荒れました。中略

十月三十一日の午後泉水はきわめて少量になったのに、小生は気づきません。十一月一日の朝その泉が極度に濁り、地震のあと水量も透明度も平常に復しました。他の若干の泉では地震のち濁りが生じ、次第にそれが稀薄になるところも、濃厚になるころも、完全に泉水が枯渇するところもありました。

これよりほぼ一世紀のちフランスの自然科学者アレクシス・ペリイは、リヨン王立アカデミーへ寄せた論文のなかで、リスボン大地震のさまざまな前兆が、各地で観測されたことを明かにした。その論文『イベリア半島における地震について』は、一七五五年の震源とピレネ山脈の火山活動の連関に注目し、ポルトガル、スペイン、フランスにおける地震発生を歴史的に考察したものである。

一七五五年十月三十一日とその前夜、(南スペインの)リロでは、大気晴朗ながら悪臭が意識された。同じくオリアスでも発散性物質のため蝟燭の光が乱れるように感じられた。

日没の直後やや黒い円錐形の雲がいくつか南の空に出現し、車輪のごとき円錐曲線をなした。その夜北西から強い風を受けた。

夜半に震動を感じたと、明言する人たちもいる。

深夜に厚い緋色の雲が西の水平線に現れ、いつも半時間あまり持続する現象が、セヴィリアで幾度か観察された。鳥類や家畜が異常な変化や動揺を示し、消沈したり驚愕することも、スペインの各地で見られた。カルモナでは多くの爬虫類が井戸から出てきた。湧き水と地中の水が減少したためである。沢山のネズミが群がり、怯えたり騒いだりするのを、リブリアの人々は見た。十月末の数日マドリッドで井戸水や泉水が激減し、異変が続いた。ツスキエラにおいても十月三十一日の午後と十一月一日の午前と同じ現象が観察された。大地震のちひとつの泉だけは、確かに水量が以前の状態に戻った。と言つのは、多くの水源はその生成が多様であり、震災後のみ水量の増減が生じたからである。

Stoqueler, Observation, made at Colares, on the Earthquake at Lisbon. in *Philosophical Transactions*, volume XLIX, 1755. pp.413-414, 416.

Alexis Perry, sir Les tremblements de terre de la péninsule Ibélique. dans *Annales de la Société royale d'agriculture, hisotoire naturelle et arts utiles de Lion*, tome DC, 1847. pp.469-470.

二、震災第一日(十一月一日土曜日 万聖節)

リスボン参事会への要請とスペイン大使救出の指令

一七五五年十一月一日万聖節の朝ポルトガルに巨大地震が発生した。『リスボン大地震緊急政策編纂』の編著者フレイレは、リスボン中心部のシアード地区、オラトリオ会聖霊修道院で被災した。リスボン大地震について重要な記録を遺した三名の聖職者が、同修道院の僧坊に住んでいた。高名な学僧にしてカルヴァリオの宗教的参与であるフィゲイレド、『リスボン大地震詳説』を綴ったマヌエル・ポルタル、そして当時修練士として修業中の彼自身である。堂宇の倒壊が始まるや、ただちにフレイレは建物の下敷となった同志ポルタルの救出に加わり、修道院の人たちをいち早く先導して、リスボン郊外のフレイレ溪谷へ避難させた。『緊急政策編纂』の解題で彼は地震の発生をつぎのように語る。

永遠にポルトガルの歴史に刻まれる運命の年、一七五五年十一月一日午前九時四分、天気晴朗にして、海洋穏やかなる朝に、いまだ聞きもせず、読みもせぬほど壮絶な地震にリスボンは襲われた。未曾有の規模であったことは、地震の被害によって立証される。なぜなら、僅かな時間のうちに首都の建物がほとんど破壊され、大量に住民の遺体が埋葬に付されたからである。神聖なる祭日の祈りのために、とりわけ寺院には大勢の信者が参集していた。

期を同じくして荒れ狂う海嘯が押し寄せ、高潮はテージョの堤防を越える。両岸から遠く離れ、従来浸水を見ない地域にまで氾濫は及んだ。高台へ逃れる人たちは、安全な地を求めめるのが先決で、損失を顧みる余裕はなかった。なぜなら、すぐに引き潮の危険が迫り、そこから逃れる際に多くを奪われ、激流に沈めたからである。

これらふたつの凄絶な異変に驚愕した人々は、難を免れようとみな錯乱し、都を棄てて緑野へと逃れた。最悪の日時に発生したのである。おりしも礼拝のためすべての教会で点燈がなされ、どの民家でも食事の支度で竈が燃えていた。

地震の規模と震災の状況については数多く証言が保存され、本稿でもすでにモレイラ・デ・メンドンサ著『世界地震通史』、文人ペテガッシェの省察・画業、ローマ教皇大使アシウリの書簡、等々を紹介した。緊急政策の進展を時間的脈絡で考究するここでは、出来事の日付を明確に把握できる震災日誌ふたつをとくに参照する。

イギリスの貿易商トーマス・ジャコブはこの日ロシオ広場の近くで大地震に遭遇し、市政を司るリスボン市庁参事会館の破壊も目のあたりにした。彼の被災証言はさして長文ではないが、地震発生から二週間あなり日付毎に記録され、空白の数日を含みながらも、その史料的价值が高く評価される。著名な女流作家ローズ・マコーリの編纂『紀行集ポルトガルへ行った人たち』では、リス

Francisco José Freire (Amador Patricio de Lisboa), *Memorias das Principaes Providencias, que se derão no Terremoto, que padecio a Corete de Lisboa no anno de 1755*, Lisboa, 1758, pp.2-3.

以下にその主要文献第一をFreire, *Memorias das Principaes Providencias* へ略記する。

ボン大地震の関してイギリス大使カステルスの記録とアイルランド人修道女キティ・ワットマンの手紙とともに、この震災記録が復元された。

貿易商トーマス・ジャコンブの震災日誌 その一

ポルトガル、一七五五年十一月一日

この日十時頃リスボン（ロシオ）広場に近い事務所で小生、トーマス・ジャコンブは地震の発生を感じた。ただちにモンゴメリ様のもとへ駆けつけると、事務所から広場へともに逃れるよう、すぐに指示された。広場に出るや否や、異端審問所、リスボン参事会館、カダヴァル公爵邸、さらにはわが事務所が倒壊した。激烈な揺れのため立居も難しいほどで、凄まじい轟音に審判の日かと思つた。震動は三分から五分続き、濛々たる砂塵で窒息寸前であつたが、広場に踏み込むと、家々を脱出した人々が蟻集し、サン・ジョウルジョ城、サン・ドミンゴ教会、サン・ロケ教会など、見渡せる街並すべてが破壊されていた。

約十五分のちに別の震動、半時間のちに第三の震動が生じたが、最初ほど激しくはなかつた。この頃には広場では群衆が溢れるばかりになつた。老弱男女、親と子、知己親戚、そして大勢の病人。多くは建物の倒壊で負傷し、四肢の切断も見られる。息絶えた者もあり、大半の女性は半裸のまま。かつてない凄絶な様相にして、筆舌し難い惨状の展開である。聖職者や托鉢修道士はだれにも祈祷や告解や改悛を説く。

不幸にもルリサル侯爵邸とサン・ドミンゴ教会で十二時半頃火災が発生して、濛々たる黒煙に包まれ、広場の群衆も氣息奄々たる有様である。

また、帰国予定の直前に被災したあるイギリス貴紳（ジェントルマン）の書簡でも、地震発生の日から十一月十九日まで凄絶な状況の連写に逐一日付が添えられる。この書簡はダニエル・デフォアの創刊による新聞『ホワイトホール・イヴニング・ポスト』にいち早く掲載されたのち、同年十二月に刊行された雑誌『ゲントルマンズ・マガジン』特別増刊号に再録された。

あるイギリス貴紳の震災日誌 その一

ポルトガル、一七五五年十一月一日

業務のためリスボンに来て、二年近く滞在した小生は、十一月最初の出航で帰国する決意をした。十月三十日数年ここで一緒に働いたポルトガル人三名、スペイン人一名、そして唯一のイギリス人に暇を出し、その翌日は書類を整理し、現金を両替するのに追われた。明けて十一月一日ポルトガルの祭日の八時頃から衣類を詰め始め、他の荷造りもほぼ終えた九時三十分頃、名状できぬ凄まじい轟音に襲われた。激しく揺れるわが家の四隅と近隣の住居多数が崩れ落ち、外へ脱出するにも立居できない。ようやく空地まで逃れたが、呆然自失の足下でさらに大地が激震し、数百の建物が横転した。数千の住民が右往左往する間に、首都全体の過半が転覆したのである。多くは動顛して動きえず、そのまま即死した。男ども、女たち、童らはみな裸足で四方に走り廻り、止まるすべもない。狂乱のあまり数名は海辺へ走り、そこで絶命したと聞く。痛恨の極みであるが、凄惨な混乱のなかで小生は従僕のひとりを見失つた。危険に曝され、



逃れようとする瞬間、彼の身を忘れたのである。あてもなく遁走しながら、思いがけず広大なロシオ広場に出て、堂々たる建築が次々と倒壊するのを目撃した。広場には四千人あまりが蟬集し、身動きも難しい有様。そこに踏み込んで一分か二分のち風聞が飛んで、地底からの噴火で全市が火焰に包まれたと言う。これを裏づけるように、荒墟から濛々たる煙雲が拡がった。人間が予想も描写もできぬ恐慌状態である。神の救いを求めて、あらゆる男女が叫ぶ狂躁。逃げ惑う人々に救済を説く路上の聖職者。それでもまだ最悪の事態ではなかった。広場から外側へ脱出する群衆が、老若を問わずたがいになり合い、あまた出口で窒息した。他の人々は煙幕で視界を遮られ、火焰のただなかへ突進する。ベレンへ逃れる小生らも、途上の錯綜や障害で手足を負傷した。また、とくに婦人、子ども、老人などが、恐怖のあまり息絶えた。

特異な光景であるが、かれらの大半が抱えるのは、銀製や木製の十字架、ときには大型で重々しい聖像であった。

国務尚書カルヴァリオの邸宅は高台バイロ・アルトのセクロ街に位置し、十六世紀彼の祖父によって建てられた。自邸の被害は軽少であったが、地震発生の瞬間彼がどこにいたかは詳らかでない。

ベレン離宮からアジューダ緑地へ避難したジョゼ一世のもとへただちに馳せ参じ、即日彼の主導で救援と再建の方策が協議された。常時国王を補佐すべき国務尚書三名のうち、主席の座にあるペドロ・ダ・モッタは高齢にして病身のため執務に耐えず、海軍担当のディアゴ・ダ・モッタも地震の衝撃で身動きできない。元来ジョゼ一世は君主としての統治よりも、狩猟などの悦楽を好み、被災後は宗教行事に心を傾けた。

アジューダ緑地にはまずテントが張られ、ただちに震災対策の手順が協議された。救援活動と危機管理のため緊急の勅令・布告・通達がこの日から連日発せられ、それに呼応して種々の組織から建白や報告が寄せられる。本稿では前節で述べたとおり、対策の構造と進展を正しく認識するため、こうした公文書を発布の日付順に配列し、順次綿密に考察したい。その歴史的な重要性に鑑み、筆者はある時点までこれらをすべて全訳し、理解を深める種々の文献をも抄訳する。なお、すべての文書に発布の月日は明記されるが、時刻や順序は示されていない。同日発布された緊急政策の順序と、そこに記された題目と番号は、論述の便宜上筆者が設定したものである。なお、『リスボン大地震緊急政策編纂』においてフレイルが仕分けした分類項目と文書題目を括弧内に付記した。

#### (一)リスボン参事会への勅令

震災第一日に断行された緊急政策の第一は、自由都市の伝統に輝くリスボン参事会宛の勅令である。震災における救援活動における主要な組織の第一は、リスボン市庁と同参事会であった。参事会は自由都市リスボンの根幹であり、参事会会頭は市長の地位に相当する。なお、フレイルの編纂では勅令の題目と本文にリスボン参事会なる語句は見出されず、当時会頭の地位にあったアレグレ

*Getleman's Magazine, Supplement for the Year 1755*, p.591.

The Pombal Palace. in *Carpe Diem e Arte e Pesquisa*. online.

John R. Mullin, The reconstruction of Lisbon following the earthquake of 1755 : a study in despotie planning, in *Landscape Architecture & Regional Planning Faculty Publication Series, Paper 45*. online.

テ侯爵の爵位と姓のみが誌される。ただし、オイヴェイラ編纂の『リスボン市史公文書集成』では題目として「國務尚書カルヴァリヨより通達された市庁参事会会頭宛勅令」と明記された。

緊急政策第一 発令一七五五年十一月一日ノ一 リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵

(フェルナオ・テレス・ダ・シルヴァ)に軍隊出動の要請を命ずる勅令

『リスボン大地震緊急政策編纂』第十三項目の一 国民の窮状を救うため、歩兵、騎兵、砲兵等の出動を即刻要請するよう、アレグレテ侯爵に命ずる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては(リスボン参事会会頭)アレグレテ侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。すなわち、首都の全般的震災を最大限に救済すべく、兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵、アブランテス侯爵、砲兵隊総司令官に即刻支援を要請し、リスボンを震撼した凄絶な災厄に対処するため、歩兵隊、騎兵隊、砲兵隊の出動、さらには必要なものすべての用意を命じられた。なお、人員や資金に窮する場合にも、この勅令はただちに執行すべきものである。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月一日 ベレン宮廷

(國務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

(リスボン参事会会頭)アレグレテ侯爵閣下

ポルトガル初期の王権はイスラム勢力への防衛のため、王権は各地の商工業者に支援を求め、リスボンのほかコインブラ、ポルト、エヴォラ等にも一定の自治を認めた。なかでも古代においてローマ帝国から特権を付与され、ムーア人の統治下でも交易で栄えたリスボンは、強力な自治能力を蔵していた。前述の浩瀚な史料集成、『リスボン市公文書集成』で編者エデュアルド・フレイレ・デオリヴェイラは、リスボン参事会の起源をポルトガル建国の時点にまで遡る。

リスボン参事会の淵源はポルトガルの政治的な独立、すなわち国家成立にまでほぼ遡る。これを証するのは、一二一七年五月国王アフォンソ一世が当地の名望家とおし自治体リスボンに授けた特権勅書、さらには一二四二年八月サンチョ一世が与えた書状である。

自治体の管理機構は数名の参事会執事と配下の公吏から構成された。王権の任命を受けた代官が、自治体の行政と司法をすべて統率したが、市政の重要な問題は著名で富裕なリスボン市民、いわゆる名望家の集會に委ねられた。

参事会の執事と公吏は一年間の任期であり、無報酬にして義務的と定められた。

これら執事の機能と権限が次第に拡大し、新たな行政職、評議員なる役職へと移行する。当初漠然としたこの役職が、アルフォンソ四世の御代にはリスボン参事会を当時代に全面的に担

Eduardo Freire de Oliveira, *Elementos para a Historia do Municipio de Lisboa*, Lisboa,

1885-1911, tomo XVI, p155°

ポルトガルの主要文獻集 II de Oliveira, *Elementos para a Historia da Municipio* の註記も参照。

Freire, *Memorias das Princiuaes Providencias*, p.293.

うに至った。

リスボンの主要な同業組合より二四名の親方を評議員として選び、さらにそこから執政官四名を定める体制は一五世紀に確立した。これ相心ひまわしく親方衆二十四会館と通称される市庁参事会館が、一四九二年ロシオ広場の一角、王立万聖病院に隣接して建設された。

一七五五年の大地震によって参事会館は異端審問所や王立万聖病院とともに倒壊し、その直後サン・ドミンゴ教会から延焼で燃え尽きた。この様相はさきに引用したイギリス人ふたりの記録でも言及されるが、震災の直後参事会副書記官を急遽命じられたクリストヴァ・ダ・シルヴァの証言は一層詳細である。

一七五五年十一月一日午前十時四五分神の裁きによる懲罰として、われらの王国で大地震が惹き起され、邸宅、宮殿、寺院のほとんどが倒壊し、直後数カ所で発生した火災のためこの地のもつとも雄大で豪華な地域も焼尽して、無数の人々が世を去り、財富は灰燼に帰した。王立万聖病院に隣接する親方衆二十四会館(参事会館)も被害を蒙り、貴重蔵書五五冊が焼失した。これらの蔵書に記帳されるのは、歴代の国王から首都と当会館に供与され、すべて現在の国王に確認され、補強された多くの重要な特権である。また、リスボン市民との連携や交渉に係わる国王や貴族の書状原本、さらには由緒ある美事な絵画も数多く失われた。

救援活動の勅令が受入側のリスボン参事会にまず発せられたのも、こうした自治の伝統に配慮したためと思われる。おそらく地震発生直後リスボンからベレン王権へ急報が送られ、応急の措置が採られたのであろう。フレイレ編『緊急政策編纂』でこの勅令は、項目第十二「騒乱と飛散によって孤立する国民のため、さまざまな要件に対処すること」に置かれ、注目されること稀であった。

(二) 国王軍兵馬総帥への勅令

地震発生直後の当日さらにはひとつ緊急政策が発せられた。ポルトガル駐在スペイン大使の救出を兵馬総帥マリアルヴァ侯爵に命じる勅令である。

緊急政策第二 発令一七五五年十一月一日ノ一 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵(ディアゴ・

デ・ノロンハ)にスペイン大使救出を命じる勅令

『緊急政策編纂』第一項目の一 カトリック教国大使(スペイン大使)の身柄を荒墟か

ら救出すべく兵馬総帥(マリアルヴァ侯爵)に命じる勅令

【勅令】

謹言。

国王陛下におかれては兵馬総帥(マリアルヴァ侯爵)閣下につきのごとき勅令を発せられた。すなわち、カトリック教国(スペイン)大使閣下が自邸の瓦礫の下に埋もれたとの急報が届き、

Oliveira, *Elementos para a Historia do Municipio de Lisboa*, tomo I, p.1.

Oliveira, *Elementos para a Historia da Municipio de Lisboa*, tomo I, pp. 2-3, 376-379.

Oliveira, *Elementos para a Historia da Municipio de Lisboa*, tomo XVI, pp.147-148.



荒墟から閣下を救出するためあらゆる方策を講じられたい。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月一日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジヨゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵閣下

スペイン大使救出の勅令は、フレイレによる『緊急政策編纂』でも第一項目、「遺体の処理」の筆頭に置かれ、最初に発せられた可能性が高い。ただし、その題目と条文はあくまで身柄の救出である。内容的には特定の個人を施策の対象とし、他の勅令との異質を感じさせる。緊急政策の用意が充分整わぬ時点で、単発的に急遽発せられたものである。

カトリック教国の中軸を自負するスペインは、ポルトガルにとって強大な隣国であり、この国との友好関係は国土防衛のためにも重要な課題であった。ヨーロッパ列強の絶えざる角逐のなかで、ポルトガルにとって各国の大使や公使、なかでもスペインの使節はとくに丁重にすべき対象である。ベレン離宮で危機を脱した王室一家に、スペイン大使遭難の速報はいち早く届いた。ポルトガルはこの強大な隣国に古来圧迫され、一五八〇年から一六四〇年まではフィリッポ二世の覇権のもとに併合されていた。独立後の緊張した国際関係は、両国の王室を結ぶ二重の姻戚関係によって、かなり緩和し、やや奇異に映ずる緊急政策第一号には、スペイン王権への格別な配慮が感じられる。

客死したスペイン大使、ペララダ伯爵ベルナード・アントニ・ボイクサドルは、一七〇二年バルセロナに生まれた。彼の生家は十世紀から爵位を有するカタルーニャの名門貴族であり、一五八八年スペイン国王フェリペ二世からペララダ伯爵の称号を与えられた。若き日の彼はカラルーニャの著名な学舎アカデミア・デ・ロス・デスコンフィアドスで歴史、文学、語学を修めた。スペインの西南端コスタ・ブラバに位置するペララダ城には彼の肖像が掲げられ、経歴が記述されている。

第八代ペララダ公爵にして第三三代カベルティ子爵であるベルナード・アントニ・ボイクサドルは、勤勉な修学時代と厳格な軍事訓練を経たあと、一七三三年国王フィリッポ五世の近衛連隊に入り、イタリア遠征などの功席によって一七三七年陸軍大佐に昇進した。二年ほどのちセシール・デ・シャヴェスと結婚する。一七四一年に騎馬将校、一七五五年に\*\*へと栄進し、この間一七五三年国王フェルディナンド六世よりスペイン大使としてリスボンの宮廷へ派遣された。まさにその地で凄絶な地震が発生して、公爵の命を奪い、ポルトガルの王都を灰燼に化したのである。

ローマ教皇大使アシエウリの証言によれば、ペララダ伯爵は地震発生の日体調を崩し、朝早く彼のもとへ連絡が届いた。伯爵の遺体は公邸の出口で発券され、その埋葬をサン・ベント教会で教皇大使が営んだ。

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, p.43.

*Elementos para a Historia do Municipio de Lisboa*, 1885. p.43.

*Chateau de Peralada, Histoire de deux famille.* online.

参照 本稿論文第六、 第一節ローマ教皇大使アシエウリの通信

以上ふたつの事例で察知できるように、勅令は独特の様式により書簡体として起草される。命令の主体である国王は三人称で示され、国務尚書が文書の起草者である。非常時の急務に相応しく、執行の責任者が宛先として特定される。なお、リスボン参事会会頭、兵馬総帥、リスボン高等法院長官、総大司教など高位の役職者に関しては、職名と爵位のみが書かれ、氏名が記載されていない。この奇異な表現は貴顕への実名敬避によるものである。かつては日本やアジアの身分社会でも身分の高い人物についてじかに氏名をのべることは敬意に欠けるとされた。筆者はそうした人物の氏名をほかの文献によって確認し、訳文ではそれを括弧付として明示したい。その他晦渋な公文書を不自然ならぬ日本語に変換するため、ときには最小限の語句が付加されている。

これら震災に係わる勅令は法律一般と異なっており、閣議等での審議を要件とせず、緊急の事態に即応できる。ただし、執行に際しては国務尚書のひとりが必要があり、後年『緊急政策編纂』に集録された勅令は、すべてカルヴァリオが署名した。首都復興の構想が提示される一七五八年六月十六日まで、いずれもすべて国王の避難先、ベレン宮廷から発布される。勅令や法令は通常リビエラ王宮から発せられるが、夏季には国王一家が例年ベレン離宮に滞在した。『リスボン市史公文書集成』で検索すると、一七五五年参事会会頭宛の勅令は六月八日付より九月二六日付まで、またその前年は盛夏八月一五日から初秋九月二四日までベレンからの発信である。

地震発生における国王の所在について、こうした史料を手掛かりに再考すると、夏季の避暑を延長するように、秋にも滞在した可能性が浮かぶ。ポルトガルの十月は好天が続いて、他国からの旅行者も多く、一七五五年はときに汗ばむほどであったと言いつ。

地震発生時における国王と国務尚書の所在について、こうした史料を手掛かりに再考すると、夏季の避暑が八月に始まる年もあり、一七五五年には中秋までそれが延長されたとも推察できる。元来ポルトガルの十月は好天続きで他国からの旅行者も多く、一七五五年はときに汗ばむ陽気であったと言いつ。また、短時日の滞在は別として、国王と表裏一体である国務尚書は、ベレン離宮の近くでつねに待機したであろう。

### 三、震災第二日（十一月二日日曜日 すべての故人の日）

救援活動の統括的指令、軍隊の首都出動、遺体の処理・埋葬

十一月二日はキリスト教の万霊節、すべての故人を追悼する祭日である。この日は万霊節前夜から始まる祝祭の第三日として、通常ならば一家揃って墓参りに赴き、父祖を偲ぶ家族が多い。

ベレン離宮からアジューダ緑地に避難したジョゼ一世と国王一家は宮廷馬車のなかで眠れぬ一夜を過し、夜明けを迎えた。長女の王女マリアがとくに悲痛な表情と伝えられる。余震が頻発するため、ベレン離宮への復帰を諦め、木造の仮設御所が築造された。『リスボン大地震緊急政策編纂』に付した解題の前文でフレイレは王室のアジューダ避難と緊急政策の開始をつぎのように述べる。

穂積陳重著『実名敬避俗研究』刀江書院、一九二五年。一一九―一二二頁。

Oliveira, *Elementos para a Historia da Municipio de Lisboa*, tomo XVI, pp.574, 608.

国王陛下とご一家はベレン離宮に居られ、軽傷を受けただけでみなご無事であった。これこそ苦難に曝された我等を安堵させた唯一にして重要な事柄である。格別なる慈悲によって示されたように、怒れる神の御意は我等を滅ぼすことではなく、存続するに値する方途で我等が救われることである。こうした天与の恩恵に心えて、高邁な魂を抱かれる国王陛下は、かかる大乱の日々に王者の豊かな徳操、なかでも英雄的な不屈の意志をもって、神の教えを実践された。かくも多くの人命が失われ、悲痛な光景が続くなかで、国王陛下は比類なき気概を発揮され、ただちに被災者救済の施策に着手された。宗教的な達観によって陛下は、神慮の導きが宿命的な災厄と異なることを悟られたのである。また、最初の強烈な震動によって惹起された惨状を止め給うこと、ポルトガル国民の救済を切に続け給うことを、陛下は聖母マリアに祈念された。

フレイレが避難するオラトリオ会山荘へは、リスボン総大司教ジョゼ・マヌエル・ダ・カマラ・アタライアも身を寄せ、庭園のテント小屋に礼拝堂が設けられた。総大司教はミサの最中に震動に襲われ、従者に背負われて脱出したのである。また、破壊された公邸の庭園で一夜を過したローマ教皇大使は、二日の午後近郊のサン・ベント修道院へ辿りついた。

ロシオ広場から脱出した貿易商ジャコンブも、リスボン北端の緑地で小舟を借り、水上で仮寝した。震災の翌日についても彼の日記は比較的詳しいが、手稿には行文の脱落や乱れが若干含まれる。

#### 貿易商トーマス・ジャコンブの震災日誌 その二

(一七五五年十一月二日)

多くの在留民と同じく小生も自宅を破壊され、フリーマン様の助言で一緒にカンボ・グランの友人を頼る決意をした。だが、それでも憔悴した友人と倒壊した邸宅に出会い、リスボンからさらにニレグルス遠くまで逃げた。そこでフォルフォード様とラーキン様に巡り会い、小舟を賃貸して、一夜を水上で過した。その夜も軽震を感じたこと数度である。途上の惨状は筆舌に尽し難い。だれもが号泣し、逃れようもなく、巨大な水道橋を例外として、街々の建物はすべて同じ運命に打ち砕かれている。

リスボンの市街では・・・沢山の乗合馬車、四輪馬車、手押し車、牽き馬、驟馬、牛、等々が土に埋もれ、瓦礫の下から大勢助けを求めても、だれひとり近づかない。地下で呻く者数多く、歩行困難な老人も多数。命だけはと飛び出し、靴にも靴下にも欠けることは、老弱男女、貧富貴賤を問わない・・・税関所の一方は新たな大理石の埠頭が沈没し、他方ではすべての商品が焼尽した。砂糖倉庫も焼けて、貿易上大打撃となった。小生の徒弟であったセイル君も不慮の死を遂げ、パルミンスタール様のイギリス人召使も小生に続いて広場に逃れる際、バルコンの支柱の崩れで他界した。罹病の怖れもあり・・・

大抵の者が現金を喪失し、請求書の提出も支払も不可能となった。イギリス、オランダ、フランスにも無惨な影響を与えるであろう。商店の経営者がみな品物や代金を奪われ、ポルトガル人は勘定も負債も決済できないはずである。

同じくロシオ広場を去ったイギリス貴紳は、十キロ西のベレンへ逃れた。ベレンの被害は比較的軽少と伝えられるが、国王一家は沿岸の離宮から脱出し、火災も重なって住民は苦難に曝された。大西洋の河港に近く、大航海時代の発進地であるが、記念碑が聳える埠頭には、高さ十六フィートの津波が押し寄せたと言つ。

あるイギリス貴紳の震災日誌 その二

十一月二日

ベレンの近くへ辿り着き、空地を転々としたが、どこにも部屋など見当たらない。第一夜は祈祷に終始し、炎上する市街を見詰めた。眠りから目覚めても、飲むものと食べるものが皆無である。火災は第二日も続き、激しさを倍加した。夕方に至るも、飲みものが得られず、なにかを口にしたのは、二十人にひとりであるつ。

(一) 救援活動の統括的指令

あらゆる領域と階層に救援活動を喚起すべく、震災第二日には緊急勅令八件が發布される。破壊されたリベイヤ王宮から宮廷も急造の仮設御所へ宮廷が移され、國務尚書カルヴァリヨも以後この地に仮寓する。十一月二日第一に挙げるべきは、王権の本格的始動を示す統括的勅令である。

緊急政策第三 発令一七五五年十一月二日ノ一 リスボン高等法院長官ラフォエス公爵(ペドロ・デ・ブラガンサ) およびリスボン各地区の行政官に救援活動を命じる勅令

『緊急政策編纂』第一項目の二 遺体を埋葬するため、また種々の緊急措置を遂行するよう、リスボン高等法院長官(ラフォエス) 公爵およびリスボン各地区の司法官に命じる勅令

【勅令】  
謹白。

国王陛下におかれてはリスボン高等法院長官(ラフォエス) 公爵閣下につきのごとき勅令を発せられた。すなわち、訴追裁判所と請願裁判所の判事へ簡潔な実施要領を配布すべく、草案を作成すること、またこれら判事の采配によって王都各地区の司法官や法吏に、かくも重大な責務を分担させ、迅速に完遂させるよう指示されたい。

王都周辺の裁判管轄区を統率する司法官をただちに任命し、各地区の早急な復旧のため、他の法吏をも必要に応じて指名すること、さらに公共の安寧に関する全般的な告示を掲げ、リスボン住民の地方へ逃散を禁止することも、国王陛下は高等法院長官閣下に命じられた。

おなじく当該司法官に委任して、これら裁判管轄区の製粉業者、パン製造業者、パン焼き職人を招集し、各々の職務を遂行させること、また王都の艱苦を募らせぬため、パンなどの食糧を急送する料金も、従来のまま据え置くよう王命で指示された。

高等法院長官閣下はこれら緊急措置の必要を認識され、遅滞なく国王陛下のもとへ伺候するとともに、救援活動を開始されたい。貴官に神護を授けられることを祈る。



一七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ リ  
スボン高等法院長官(ラフォエス) 公爵閣下

添書一

国王陛下はつぎのごとく兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵に命じられた。すなわち、果敢な国王軍将校の指揮のもとに、王命の完遂のため一致協力するよう、分遣隊の各隊長に令達すべきこと、また公共の安寧に関する全般的告示を掲げ、リスボン住民の地方への逃散を禁止すべきである。

なおまた、荒墟から取り出した多くの財貨が、所有者、居住者、相続人等にまだ戻せず、各分隊長をして震災の混乱からそれらを堅く防禦させるよう、国王陛下は兵馬総帥に命じられた。

添書二

勅令を迅速に周知させる方途として、国王陛下は布告の公示を不可欠と思慮され、状況に依じてすべてリスボン高等法院長官(ラフォエス)公爵が采配するよう委ねられた。

【布告】

国王陛下におかれてはリスボン高等法院長官(ラフォエス)公爵を高等法院へ派遣して、同院の毀損と混乱に対処させ、他の司法官にもいくつかの王命を授けられた。

国務尚書が伺候するや、陛下はただちに下問され、つぎの事項を指示された。すなわち、各地区の行政官と司法官が悲痛な任務を分担すること、緊急の事業を指図できる人物を宮廷から派遣することである。また、神の慈悲で災害がしばらく停止され、王都全体の頽廃がさらなる破滅を招かぬようにと陛下は賢察され、建物の処理を促進して、荒墟から遺体を掘り起し、埋葬に付すことも強調された。

加えて各々の教会が教区の全住民について被害を調査すべきこと、キリスト教の教義に導かれるものも、荒墟に埋もれる肉親や友人や資産を案じる者も、一定の規則に従うべきことを、布告するよう国王陛下は命じられた。なお、公益に係わる重大な規制に例外は認めえず、規制の除外をなにとにも許してはならぬ、と国務尚書に指令された。

国王陛下は兵馬総帥(マリアルヴァ侯爵)に国務尚書との一致協力を要望され、アレンテージョ、カスカエス、ペニシエ、セトウーバルの軍隊を最大限に出勤させるよう命じられた。

同じく国王陛下は、かくも凄惨な災厄に対処する方策として、市街地に衛兵を配した詰所あるいは保管所を設けること、荒墟で発見された一切の食品をそこに供託し、食糧不足の震災の日々に蓄えを分配することを、国務尚書に命じられた。これを拝受して国務尚書は、救援活動に従事する人々にまず食糧を分ち与える。

荒墟に残された資材で使用可能な竈を早急に整え、市街地で確保できた小麦粉からパン焼職人やパン製造者の造らせることも、国王陛下の指示に基づいて国務尚書は布告する。

かつまた、遺体の安全な処理について総大司教猥下と協議し、異変における先例に鑑み、王都から遠隔の地を選び、最大の警戒心をもって膨大な数を埋葬するよう、国務尚書は布告する。

一七五五年十一月二日

ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

震災第二日に発せられた緊急政策第三、リスボン高等法院長官宛の勅令は、救援活動の本格化を示す基本的文書である。司法機能を主体として、いわば震災時の危機管理、行政への監督と治安の維持を担うことが、この組織に命じられた。緊急政策に掲げられる具体的措置は広汎かつ多岐にわたり、遺体と廃墟の処理、食糧の分配と物価の統制、業者の復業と逃散の阻止、財貨の防衛と盗賊への厳戒を指示するとともに、さらには住民への教導や被災の調査にまで及ぶ。高等法院長官によってこれらは布告として遍く公示され、国王軍との緊密な連携のもとに司法官が総力を挙げて遂行するよう命じられた。

なお、フレイレ編『緊急政策編纂』では緊急政策第三の区分けと題目が、遺体の処理を主眼とするかのように設定された。こうした変容が意図的な操作によるものでなければ、粗雑な編集と言わざるをえない。

緊急政策第四 発令一七五五年十一月二日ノ二 司法機関の役職者に宮廷への伺候を命じる勅令

『緊急政策編纂』第十三項目の二 国王陛下への伺候を司法機関の役職者に命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては司法機関の役職者に以下のごとき勅令を発せられた。すなわち、王命を拝受し、然るべき指令を発するため、役職者全員がベレン宮廷へ伺候されたい。各位に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

司法機関役職者各位

この勅令は財務監察官 ウンハオ伯爵、バラオ伯爵、リスボン高等法院長官(ラフォエス)公爵、信教局長官ヴァレンサ侯爵、海外局長官ペナルヴァ侯爵、宮廷管財局長官モルドモ侯爵にも発せられた。

一般に絶対王政の統治形態と司法組織は複雑で錯綜しているが、一八二二年フランスで公刊された前掲のポルトガル研究において著者バルビはつぎのように述べる。「ポルトガル王政における軍事、立法権、行政権、司法権、統帥権の多様さに戸惑いするが、迷路を避けて複雑な政体を理解するには、つぎの三層にまず区別するのが適切な方途と思われる。」その第一は専制君主を頂点とする絶対的権力、ついで各種の行政組織や司法機関、第二には統治機構の底辺をなす部署や役務である。

これらのうちもつとも権威を有する司法機関は王宮に置かれ、最高法院または宮廷法院と呼ばれ

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, pp.44-47.

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, p.294.

る。宮廷法院で審議される事項は、国法についての解釈、国事に係わる犯罪、官吏等への賞罰等に  
限られる。他方国民の業務や生活と密接に関連するのは、リスボンとポルトに置かれる高等法院で  
あつて、これらの所掌事項は行政、民事、刑事の三部門に大別された。とくにリスボン高等法院の  
管轄は国土の過半を占め、アルガルヴェ国やマデイラ諸島にまで及んだ。 広大な地域を管轄する  
この機関が、緊急政策を執行する第二の組織である。高等法院の構成と権限についてバルビの説明  
を参照したい。

リスボン高等法院は王国最初の司法機関としてジョアン一世によって創設された。高等法院  
院長の要件は由緒ある富裕な貴族で清廉なポルトガル人と定められるが、法学士の資格が必須  
ではない。これを構成する他の成員は総務一名、上級裁判官十二名、民事訴訟担当の裁判官二  
名、刑事事件担当の裁判官二名、税務担当の検事一名と判事二名、そのほか法吏として刑事担  
当四名、総務担当一名、植民地担当一名である。なお、若干の裁判官が院長の委嘱を受け、審  
理に参加する。下級裁判所で処理できない重大な案件が、すべて高等法院へ託される。刑事事  
件についてはここで最終判決が下される。リスボン高等法院の管轄は、首都を含むエストレマ  
ドウレ州、アレンテージョ州、アルガルヴェ国、ラ・ベイル州カステロ・ブランコ、さらには  
マデイラ諸島やアソールス諸島にも及ぶ。ポルト高等法院で審理できない民事訴訟もここに託  
される。

#### (二) 食糧の確保と供給

高等法院には震災下の危機管理とともに、救援活動の統率と監督が託されるが、住民の生活に密  
着した行政を平素励行したのは市参事会である。緊急政策の主要な課題のひとつとして、食糧配分  
の実務を推進すべく、参事会会頭にはつぎの勅令が発せられた。

緊急政策第五 発令一七五五年十一月二日ノ三 リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵に

食糧の供給を命じる勅令

『緊急政策編纂』第二項目の一 リスボン市門で食糧を受領し、各地区に配給すべく、然  
るべき行政官の任命をリスボン参事会会頭に指示する命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては(リスボン参事会会頭)アレグレテ侯爵閣下につぎのごとき勅令を発  
せられた。すなわち、リスボン各市門において市外から運ばれたすべての食糧を受領すべく、  
然るべき参事会評議員と行政官を任命されたい。これら行政官にはあらかじめ住民の多寡と被  
災の軽重を調査させ、それに従つて食糧をリスボン十二地区へ配分することが望ましい。同封  
した布告複本のとおり、参事会に協力して監察を行うよう、陛下は別途裁判官を任命された。  
貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月二日 ヘレン宮廷

Balbi, *op. cit.*, tome I, pp.211, 247-248.

Balbi, *op. cit.*, p.248-249.

( 国務尚書 ) セバスチャン・ジヨゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ  
( リスボン参事会会頭 ) アレグレテ侯爵閣下

この勅令には ( 緊急政策第三に含まれる ) 布告の複本が同封される。

十二世紀以降イタリアをはじめ、ドイツ、フランス、オランダ、等々で次々と成立した都市自治体あるいは自由都市に関して、ベルギーの著名な歴史学者アンリ・ピレンヌは、参事会による自治的な行政をそれらの普遍的な特質であることを強調した。ピレンヌの簡潔な論述はそうした行政の具体的内容を語るとともに、自由都市の伝統がヨーロッパ近代精神の根底に流れることを指摘する。

参事会はあらゆる領域で恒常的な行政を執行した。財政、商業、工業を監督し、公共事業の立法と督励に努め、住民への物資供給を組織し、都市防衛の装備と紀律を整え、子どものために学校を設立し、貧者や老人のために施療院を助成したのである。 中略

自己の存続条件として課せられた社会的・政治的課題にブルジョアジーがいかに対処したかは、住民への物資供給や商工業の規制が明白な証左となる。数多くの人口に生活の資を供すべく、市外から食糧を導入し、外部との競合から職人を保護し、原料の取得と製品の販売を確実にする必要があった。こうしてブルジョアジーが樹立した規制は、驚異的なまでに成果を挙げ、産業における一大傑作とも評価できる。都市経済は同時代のゴチック建築に比肩するのである。

彼らはあらゆる部門を統合し、いわば無から完璧な社会法制、現代をも含め、いかなる時代にもない法制を築き上げた。売買における仲介者の排除によって、安あがりには生活できる住民の幸福を保証し、不正の仮借なき糾弾によって、勤労者を搾取や介入から保護した。また、健康に配慮して雇用と賃金を規制し、徒弟の奉公を助成し、婦人と児童の労働を禁止した。さらには彼らはずから製品を近隣の村落へ売る独占権を得て、商易の販路を遠くにまで開拓した。

果たすべき任務の重みに耐えるほど、ブルジョアジーの公共精神が強靱でなければ、これらすべては不可能であつたらう。公共事業のために彼らが発揮した献身的な活動は、古代にまで遡り、初めて同様の史実を見出す。「各人をして他者を兄弟のごとく扶けしめよ。」十二世紀フランドルの特許状にはこのように誌され、現実はまだに言葉どおりであった。商人は早くも十二世紀に収益の相当部分を同胞の福祉、すなわち施療院の設置や\*\*の購入のために提供した。彼らにあっては利益の追求が郷土への愛と結合したのである。だれもが自己の都市を誇りとし、その繁栄を願って自発的に献身した。なぜなら、都市共同体に各人の生存が密接に依存したからである。事実中世の共同体は現代国家のあらゆる属性を備えていた。それは成員すべてに生命と財産の保護を保証した。都市のそとで彼らはあらゆる危険に曝され、あらゆる偶事に翻弄



される。その内部でのみ彼らは難を免れる場を持ち、つねに感謝の念を抱いたのである。

(三) 首都への軍隊出動

緊急政策を執行する第三の組織は、強力なポルトガル国王軍である。すでに震災第一日軍隊出動の要請をリスボン参事会に助言した王権は、その翌日国王軍の統率者マリアルヴァ侯爵に直接命令を下した。

緊急政策第六 発令一七五五年十一月二日ノ三 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵にカスカイス等の連隊出動を命じる勅令

『緊急政策編纂』第八項目の四 カスカイス、ペニシエ、およびセトゥーバルの連隊をリスボンに招集することを、兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵に命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては兵馬総帥(マリアルヴァ侯爵)閣下が伺候するや、ただちにつきのごとき勅令を発せられた。すなわち、カスカイス、ペニシエ、およびセトゥーバルの連隊を至急リスボンへ招集し、王都における緊急の要務を軍隊の支援によって遂行されたい。なお、神意に反して王都の混乱がなお続けば、これら連隊の半数を常駐させること、また各地にテントを至急運ぶことも、おなじく兵馬総帥閣下に指命じられた。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵閣下

地震発生の当日ただちに出動したポルトガル国王軍は、イベリア半島の国土回復や大航海時代のアフリカ・アジア進出を達成した軍隊である。十六世紀以降もヨーロッパ列強の圧力のもとで、民族の自立と防衛にこの軍隊が果たした歴代の貢献を、『ポルトガル・アルガルベ王国に関する統計学的論究』においてバルビはつぎのように述べる。

歴史を徴すると、ヨーロッパにおいてポルトガル人はもつとも勇敢で独立不羈な民族である。これらの足跡については王国創建の達成やムーア人に対する幾多の輝かしい勝利を見られたい。東西インドにおけるアルブケルケ、ペセコ、ダ・クンハの英雄的行為、大規模な探検、驚異的な成果もそうである。赫々たるアフリカ征服と好戦的諸民族への意義ある制圧もこれに加えよう。スペインの巨大な権力から再独立した前後にも、長期にわたる戦闘と輝かしい勝利があり、これらの偉業が民族的な榮譽を不動のものとしたのである。だが、数世紀に及び民族を鼓舞し

Henri Pirenne, *Les Villes du Moyen Age, essai d'histoire economique et sociale*, Bruxelles,

1927, pp.180, 182-184.

参考 アンリー・ピレンヌ著、今来陸郎訳『西洋中世都市発達史―都市の起源と商業の

復活―』白揚社、一九四三年。一八〇、一八二―一八三頁。

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, pp.139-140.

た戦闘的魂は、六十年の歲月スペイン王政の足下で消滅の淵に瀕し、ヨーロッパの海洋強国の間で保持した商易的優越と政治的支配をポルトガルは奪われ、その傷跡はいまなお残存する。

再独立を達成した時代には、民族自立を達成する悲願とスペインからの報復攻撃に対する警戒が、国民の活力を奮い立たせた。よく知られているように、スペインの統治による体制的掠奪に蹂躪されて、財源も海運も失い、軍隊も植民地も捨てた小さな王国が、二十年にわたる劣勢の戦闘を輝かしく戦い抜き、遂には凱歌を挙げ、て独立の承認と主要な植民地の返還を敵国から勝ち取ったのである。その後ポルトガル政権は軍事的側面を等閑にし、有名なシヨムベルクの軍隊訓練も忘れられた。アメイザルとウイラ・ヴィンサの覇者への感謝も消えたのである。とはいえ、スペイン継承戦争がポルトガルの軍規を蘇らせ、なかでも一七〇六年の会戦において国王軍が輝かしい勝利を収め、イギリスに援護されつつ、マドリッドへ入城し、オーストリア・シャルルの即位を宣言したのである。

緊急政策第七 発令一七五五年十一月二日ノ四 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵にアレンテー

ジョの部隊出動を命じる勅令

『緊急政策編纂』第八項目の三 アレンテージョ州の部隊と食糧を集結させるべく、陸軍主計局長アントニオ・ロペス・デユラーオへの指令を兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵に命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては兵馬総帥（マリアルヴァ侯爵）閣下につきのごとき勅令を発せられた。すなわち、アレンテージョ州の部隊と食糧を王都に集結させるべく、同州監察部に部隊の招集と食糧の保管を指令されたい。同州の部隊と食糧が到着するや、これらの点検と倉庫への収蔵を陸軍主計局長アントニオ・ロペス・デユラーオに指令するよう、おなじく陛下は兵馬総帥マリアルヴァ侯爵に命じられた。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月二日 ベレン宮廷

（国務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵閣下

これらの緊急政策においてポルトガル国王軍を統率したのは兵馬総帥、第三代マリアルヴァ侯爵ディアゴ・デ・ノロンハである。兵馬総帥とは古来ゲルマン諸民族における親衛隊の隊長を指したが、絶対王政のもとでは一国の軍隊を統率する地位を意味した。マリアルヴァ侯爵一門はポルトガル国王軍の育成と戦果に多大の貢献を重ね、歴代にわたり兵馬総帥の職掌を占める。カンタンヘデ伯爵アントニオ・ルイ・デ・メネセス、のちの初代マリアルヴァ侯爵は一六四〇年スペインの支配に抗して擁立されたブラガンサ公爵（ジョアン四世）を援護し、赫々たる武勇によって強敵を撃破した。ジョアン四世が逝去して二年後、スペインが一六五八年歩兵一万四千、騎兵三千五百、砲兵若干を擁して国境の町エルヴィスを攻囲した。再独立への報復を企てる大国の侵略に抗するため、

Balbi, *op. cit.*, pp.339-340.

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, pp.138-139.

アルフォンソ六世の摂政ルイサ・デ・グズマン王太后は、同年十二月二日宮廷の要職を勤めるカンタコнде伯爵に親書を綴り、急遽エルヴィスで指揮を執るよう要請した。

マデイラ諸島やアレンテージョ州の志願兵で兵力を強化したカンタンヘデ伯爵は、歩兵八千、騎兵二千五百、砲兵数名の軍勢でスペインの大軍と対峙する。一六五九年一月一七日早朝伯爵は侵略者の陣地へ総攻撃を命じ、数時間にわたる激戦ののち大勝利を収めた。壮烈な戦闘にみずから従軍し、のちに蔵相として経済改革に挺身する第三代エリセイラ伯爵ルイス・デ・メンゼスは、大著『ポルトガル再独立史』においてエルヴィスにおける祖国防衛の感激をつぎのように描写する。

スペイン統治の時代にサンタ・アングラシア教会が受けた侮辱を払拭すべく、その教会教区では例年秘蹟が営まれる。そうした祭事の初日国王陛下（と摂政殿下）が儀式に臨席する最中に、会戦の伝令がリスボンに到着した。聖アウグスチヌス聖堂参事会員、プロスペロ・ドス・マルティレス神父が説教を行って、結びに神の御名を唱え、輝く未来を希求したとき、戦場からの使者が聖堂に入り、カンタンヘデ伯爵の勝利を国王に告げたのである。歡喜に包まれて、讚美歌「われら神であるあなたを讃えむ」が合唱される。天寵への感謝で説教が結ばれ、感涙とともに祭事が終了した。やがて国王陛下（と摂政殿下）は王宮広場へ帰り、民衆の歡呼に応えられた。

リスボン参事会に呼応して救援活動を担うポルトガル国王軍について、一七三五年の統計には近衛連隊二百名、歩兵隊二万四千名、騎兵隊七千二百名、砲兵隊一万八千名の構成と記録される。これらの軍隊は国内七つの管区に帰属し、王都を含むエストレマデウラ州にはリスボンをはじめ、トレス・ヴェドラス、サンタレム、トマル、ルザア、セトウバル、レイリア、スーレに連隊が配置された。

緊急政策第八 発令一七五五年十一月二日ノ五 マヌエル・フレイレ・アンドラデに

エヴォラ竜騎連隊の出動を命じる勅令

『緊急政策編纂』第八項目の一 エヴォラ竜騎連隊にリスボンへの出動を命じるよう、

マヌエル・フレイレ・アンドラデに命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては、國務尚書が伺候するや、ただちにつきの勅令を発せられた。すなわち、エヴォラ竜騎連隊を至急リスボンへ出動させ、王都における緊急の要務を軍隊の支援によって遂行させることである。また、馬車や荷車に積んで、できるだけ多くのテントを届けさせるよう、おなじく國務尚書に指令された。神意に反し、王都の混乱がなお続けば、同連隊の半数に常駐が命じられる。貴官に神護を授けられることを祈る。

Mariálva ( António Luis de Meneses, Marquês de ) *Portugal Dicionario historico*, onlie

Conde da Ericeira, Luiz de Menezes, *Historia de Portugal Restaurado*, Lisboa, 1751. parte segunda, tomo III, p.230.

Jose Mattoso (eds), *Historia de Portugal*, volume IV, p.201.

一七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

マヌエル・フレイレ・アンドラデ閣下

緊急政策第九 発令一七五五年十一月二日ノ六 応急の連隊出動をソウレ伯爵に命じる  
勅令

『緊急政策編纂』第八の二 軍務長官の指令を待機せず、自己の連隊のリスボンへ出動  
させるべく、ソウレ伯爵に命じる勅令

【勅令】  
謹白。

国王陛下におかれてはソウレ伯爵につきのことき通達の急送を命じられた。すなわち、軍務長官の指令を待機せず、現在の状況に即刻対応するため、自己の連隊を速やかに出動されたい。かかる対処が遅滞なくなされるよう、この通達は隣接部局にも発せられる。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

ソウレ伯爵閣下

アレンテージョ州の山地、古都エヴォラはスペインとの国境を護る軍事的拠点でもあるが、ブラジルにおけると同様、ポルトガル本土でも以前から竜騎隊は地域の治安や警備をしばしば命じられた。スペイン竜騎隊のドン・ホセ伍長がカルメンに誘惑されるのも、敵軍と戦うさなかではなく、タバコ工場の警備を命じられたときである。いち早く首都に出動したエヴォラ竜騎隊に関連して、ポルトガル軍事史の記述を参照する。

ポルトガル陸軍における竜騎部隊の編成は再独立戦争を始原とする。一六四三年の軍事予算には竜騎部隊創設の兆候が認められる。しかし、ポルトガル自体の兵力としては、アレンテージョ軍区にアントニオ・テクセラ・カウタンホ大尉指揮の一部隊しか当時なかった。この部隊は一六四一年から一六四四年まで活躍し、火縄銃騎兵部隊に改組された。ほかには一六四一年から一六四四年にかけてオランダの支援によるオランダ人竜騎兵が四部隊存在した。竜騎兵は火縄銃を持ち、下馬して戦うの常とする。火縄銃騎兵部隊はポルトガル軍騎兵隊の大半を占めるが、名称に反し火縄銃よりもカービン銃で武装し、馬上で戦うので、竜騎部隊とは異なる。一七一九年の軍制によってポルトガル陸軍の新たな組織が築かれ、歩兵連隊、速攻騎馬連隊、竜騎連隊の体制が確立された。これより一八世紀を通じてオリヴェンサ、エヴォラ、シャヴェス、ペナマコル等に竜騎連隊が編成される。同じく一七一九年特命によって若干の龍騎隊がブラジルに派遣され、やがてこれらの部隊からミナス国王竜騎隊とリオ・グランデ竜騎隊が独立する。ブラジルにおいて竜騎隊は国境防衛のため駐屯するとともに、鉱山等での治安を維持すべく、



いわば警察の役割を果たした。

(四) 遺体の処理と埋葬

震災第二日の勅令でさらに急務とされのは、累積する遺体の処理と埋葬である。遺体の安置と埋葬は平素も聖職者の重要な任務であるが、ペスト蔓延の危険もあり、危急の事態に対処してここでは特異な葬送の仕方が王権から指示される。遺体の埋葬を命じる勅令は、まずリスボン大司教に発せられた。この勅令がフレイレの編纂では第一項目の第三として生まれ、緊急政策第三の題目改変とも重なって、緊急政策の主眼であるかの印象を与える。

緊急政策第十 発令一七五五年十一月二日ノ七 遺体の埋葬に関する総大司教・枢機卿

ジョゼ・マヌエル・ダ・カマラ・アタライアへの勅令

『緊急政策編纂』第一項目の三 遺体の埋葬に関する総大司教・枢機卿下(ジョゼ・

マヌエル・ダ・カマラ・アタライア)への勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては総大司教・枢機卿下(ジョゼ・マヌエル・ダ・カマラ・アタライア)につきの勅令を発せられ、リスボン高等法院長官(ラフォエス)公爵への令達を命じられた。すなわち、遺体の埋葬が遅れる際には、新たに重大な危機が招来することを、総大司教陛下にはご明察頂きたい。ペストなどの悪疫蔓延を想起すると、他国では遺体を埋める大濠の造成が指示される。なおまた、リスボン住民の大半はなお荒墟に留まり、王都一帯に漂う有害な蒸気も、多くの人々を不安に曝している。こうした禍乱においては埠頭に繫いだ舢はしけや船舶を遺体の安置所とし、可能な形態でキリスト教の葬儀を行ったのち、河港から数レガ離れた沖合へそれを移送すべきである。これほど重大な事態でなくとも、船上で死者が出た際など、簡略な措置が採られることを想起され、朽ち果てるまで海底に留まるよう、重りを付けて遺体を大海に投擲するよう指示されたい。以上のように国王陛下は勅令を発せられ、総大司教陛下に執行を命じられた。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

リスボン総大司教・枢機卿下

リスボン大地震のわずか二五年前、地中海の港湾都市マルセイユがペストの猛威に曝された。その感染源は近東のレヴァント地域と推察され、ダマスカス、トリポリ、サイダ等の各地では同年春ペストが発生した。マルセイユ出身のシャトーを船長とする商船グラン・サンタントワーヌ号は、前年の八月イズミールを出発し、サイダ、スル、トリポリで小麦や木綿を船積みして、一七二〇年マルセイユに帰港した。トリポリ出航の二日後トルコ人の船客が死亡し、相継いで数名の水夫も病死したため、マルセイユに入港するや、グラン・サンタントワーヌ号の乗組員と乗客は、積荷の

Dragão (militar) in Wikipédia, a enciclopédia livre. online.

Freire, *Memórias das Princesas Providencias*, pp.50-51.

一部とともに市内北部の隔離施設に収容された。しかし、六月十四日八名の乗客が隔離を解除され、密輸品等も外部に持ち出された。その六日後マルセイユ市中で最初の犠牲者が死亡し、十月初めでペストは猖獗を極める。アルルやトゥロンなどプロヴァンス各地にも蔓延して、死者は九万人から一二人に達したとされる。こうした患禍については近年綿密な研究もなされているが、同時代の記録『マルセイユにおける最近のペスト伝染の史話』は、港湾都市におけるペストの発生と行政当局の対応をつぎのように伝える。

疑わしいすべての商品、患者者や患者の汚染物が隔離施設で消毒されるとともに、そこへの通路が嚴重に監視され、一切の出入りが禁止される間に、また遅延しながら万全の警戒が配されたにもかかわらず、ペストは市中に潜伏して密かに浸透し、次第に各地の家々を襲撃した。六月二十日ベル・タブル街でマルグリテ・ドプターヌの唇が黒い潰瘍に冒された。それを診察した施療院の内科医は教区司祭の指示に従って行政当局に通報する。しかし、派遣された隔離院の内科医は、市中にペストの発病はなく、普通の腫瘍にすぎぬと報告した。同月二十八日パレ広場の仕立屋タユールが歿し、数日後その家族も死亡したが、熱病の悪化と考えられた。七月一日エスカル街ではひとりの女性エガイエールが鼻梁の黒い潰瘍に、他家の女性パヌーゼがりンパ腺炎に冒され、まもなく近隣の家々すべてに悪疫が拡がった。

隔離施設でペストの嫌疑が薄らぎながら、市中では呪わしい疫病への恐怖が浮上し、住民の信頼を揺るがせる。七月九日前述の地区とは離れたランシユ広場の自宅で、十三歳ほどの少年イサレヌが発病し、彼を診察した医家ベイソネル父子が、ペストに相違ないと市参事会評議員に急報した。この診断をつけて評議員がイサレヌの家に警備を敷く。翌日少年は死に、妹の病に倒れた。その夜ふたりは葬られ、残りの家族は隔離施設へ移される。しかし、彼らも全員が死亡し、その家は嚴重に封鎖された。

死者の埋葬と葬儀はもともと聖職者の重要な責務である。遺体処理の勅令は宗教組織の最高指導者、リスボン総大司教カマラ・アタライアの同意と協力のもとに発布された。総大司教教会のミサのさなかに被災した彼は、ペレイラ渓谷のオラトリオ会山荘に避難していた。国務尚書に応えた総大司教の返書をつぎに掲げる。

緊急政策第十一 発令一七五五年十一月二日ノ八 遺体埋葬に関する総大司教・枢機卿  
ジヨゼ・マヌエル・ダ・カマラ・アタライアの奉答  
『緊急政策編纂』第一項目の四 勅令に係わる総大司教・枢機卿猊下（ジヨゼ・マヌエル・ダ・カマラ・アタライア）の奉答

【奉答】  
拝答。

蔵持不三也著『ペストの文化誌—ヨーロッパの民衆文化と疫病』朝日新聞社、一九九五年。  
二二二—二四二頁。

*Relation historique de tout ce s'est passe a Marseille pendant la derriere peste.* Cologne,  
pp. 35-37. 1723.

寛仁にして敬虔なる帝王に相応しく、今次の凄惨な災厄に際して国王陛下が高慮された施策は、すべて適切なものと拝受致します。国王陛下のご賢察のとおり、遺体を船舶で沖合へ運ぶのが、現状ではもっとも適切で迅速な措置であって、他の方式は煩雑かつ困難と総大司教も判断しました。当面の仮墓地に關しても、犠牲者が所属した教会教区で遅滞なく設置できるよう、然るべき方策を指示する所存であります。貴官に神護を授けられることを祈ります。

一七五五年十一月二日 カンポリート

リスボン総大司教(ジョゼ・M・ダ・カマラ・アタライア)

国務尚書閣下

総大司教宛下より右記の返書を拝受

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

ペストはイベリア半島でもしばしば大きな災害を惹き起こした。マルセイユと同じく遠洋航海の拠点であるリスボンは、とりわけ地中海經由の悪疫に曝された。ジョゼ・マトソ編『ポルトガル史』には一五六九年の災厄が左記のように記述される。

事実十六世紀の後半ペストはさまざまな様相で広域に蔓延し、イベリア半島住民の死亡率を激増させた。一五六三年から一五六八年にかけてサラゴサ、ログローニョ、ナバラ、ビルバオ、ブルゴス、そしてメセタ台地の北部と西部が襲われる。さらにセヴィリア、ガリザ、リスボンに侵入し、国境諸地域にまで拡がったのである。ペストの蔓延によっていずこも破滅的な被害を受けた。

一五六九年は ペスト猛威の年 として著名である。ポルトガルにおいてはとくにリスボンで一五六九年六月から急死する人が増加し、多くは 腫脹性の病氣 によるとして悪疫の噂が巷間に流布された。王都近郊オエイラスで最初の発病者が見出され、一カ月には日々五十名から六十名の命が奪われた。防疫の措置として患者を隔離したが、疫病に加えて飢渴が死期を早め、七月中旬からさらに深刻となって、八月と九月に最悪の危機に至った。真夏には疫病がポルトガル全土に拡がり、パンなどの食糧も不足して、治療は難渋を極めた。八月二八日ついに国王軍將校団は王都撤退の王命を受けた。このとき日々の死者数は五百人から六百人に達し、埋葬できる地所が払底した、とロイズ・ソアレスは『回想録』に誌している。リスボンの路傍にも一群の墓穴を掘り、五十以上の遺体を埋めた。この伝染病は四肢等の腫脹から始まり、肺疾患や敗血症を惹起して命を奪う。しかし、十月の初めになると、次第に下火となる。年末にはペストの罹病も散発的となった。不安は続いたが、翌年の春気温の上昇によっても深刻にはならず、三月に国王は 神への讚美 を表明した。五月末ようやく国王と宮廷が帰還して、国事として祝祭が始められ、一五七〇年七月二八日リスボン市門を開放し、喜悅は最高潮に達した。とはいえ、最初の犠牲者を見たのち、暗鬱な一年であった。

ペストは 商品に混入してヴェネチアから運ばれ、リスボンだけで数千の死を惹き起した。父母を亡くした子どもがあらゆるところに存在した。ペスト蔓延の地域でなお存続できたのは

五割前後である。若干の記録の記録によれば、同じ家で同じ日にいくつかの命が奪われ、ペストにより幾多の家族が破滅したことは明白である。(考証できる家屋の二割がそうである。)

また、神聖ローマ帝国では一六六九年ペスト終息を祝福して、皇帝レオポルド一世が中心街グラベンに記念塔を建立し、神慮への感謝と死者への哀悼を表わした。スペイン継承戦争で勝利を収めた一七一三年、ウイーンはまたペストの猛威に襲われ、赦免と神護を祈念して、カルロス六世は壮麗なカルロス教会を造営した。悪疫の蔓延を人類への天罰と信じる宮廷のなかで、カルロス六世の長女マリア・テレジアはむしろこれを自然的要因によると考え、医学的な対応の重要性を認識した。一七四〇年に即位した彼女は、オランダの有名な医学者ジェルハルド・ファン・スヴィエテンを招聘して、ウイーン大学の医学部発展を培うとともに、皇族の生命をしばしば奪った天然痘に關して、トルコ伝来の種痘を開発するよう助成した。

一七四〇年夫君フランツ一世とともに即位したマリア・テレジアは、その代償としてシュレージエンの割譲を余儀なくされ、これをプロシヤから奪還すべく、フランスおよびロシアとの同盟を強めつつあった。姻戚関係にあるポルトガル王室との友好にも努め、ウイーンからの帰国後宮廷の要職にあるカルヴァリョに、しばしば激励の言葉を送った。ポルトガルが大地震に襲われた翌日、マリア・テレジアは第十一女マリア・アントニアをシエーンブルン宮で出産した。のちにこの末娘はヴェルサイユへ嫁ぎ、ルイ十六世の王妃マリー・アントワネットとして知られる。ヨーロッパ震撼の日に生まれた彼女は、運命の定めについて折にふれ沈思したかもしれない。王妃の首席侍女を勤めたジャンヌ・L・H・カンボン夫人は、回想『マリー・アントワネット』の冒頭において数奇な運命の端緒をつぎのよう語る。

フランツ・ロートリンゲン皇帝とマリア・テレジア皇妃の娘、マリー・アントワネットは一七五五年十一月二日、リスボン大地震の日に生まれた。時代に暗鬱な烙印を押した大震災は、彼女を迷妄な恐怖に導かないまでも、精神的に深い影響を及ぼした。

#### 四、震災第三日(十一月三日月曜日)

食糧の確保と輸送、水産物取引の免税、類焼の防止置、港湾地帯の警戒、  
海寇への防衛、教区司祭への要請

リスボン一帯ではなお余震が続き、数万の民衆が広場や野外で不安な一夜を過ごした。倒壊を免れたベレン離宮へも国王一家は戻らず、再度の衝撃を怖れて、数千の住民がなおテンド小屋や野外で避難を続けた。ベレン宮廷では飢餓の防止など多数の緊急政策が発動する。『リスボン市史公文書集成』においてオリビエラは住民の避難と市街の凄惨さつぎのようにつに描写する。

José Matoso (eds), op.cit., volume III, pp.218-219.

J. Alexander Mahan, *Maria Theresa of Austria*, New York, 1932, pp.15-16, 180-181, 318-318.

Jeanne-Louise-Henriette Campan, *Mémoires sur la vie de Marie-Antoinette, reine de France et de Navarre*, Paris, 1849, p.61



リスボンに対する神の審判に従って、土水風火の四大元素が激動し、これを完全に破壊した。地震、洪水、大火、そして人間の悪業がそれである。倒壊した各所で火災が発生し、北風に煽られて大火は、地震を免れた地域をも焼尽させ、脱出できぬ病人や傷害者の命を哀れにも奪った。

こうした混沌たる状況でだれもが錯乱する渦中に、人面獣心の悪党が現れる。破廉恥な極悪人、極悪非道な害虫が、大胆かつ巧妙にも掠奪、洗神、あらゆる種類の犯罪を企てたのである。

高位高官もみな劇烈な余震を怖れるなかで、毅然として立ったのは、思慮深く精神、意欲的で誠実な信条の持ち主、不世出の傑士セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオである。その卓絶した才幹と冷徹な知性は著名な一言で伝えられるが、原註、驚異的な活動、非凡な実行力、周到的な判断によってあらゆる苦難に対処した。全般的な錯乱と壊滅のなかで、彼はあらゆる被災者を救済し、迅速で効果的な緊急政策により王権への信頼と人心の安寧を強め、リスボンにおける行政・司法・経済の秩序と機能を回復させた。

原註「死せる者は葬り、生ける者に糧を与え、港をば閉ざされよ！」後世に伝わるこの名言は、しばしばセバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオに帰せられが、その確証は見当たらない。より信頼できる史料によれば、呆然自失の国王ジョゼ一世に、地震の直後かく応えたのは、聡明で豪胆なアロルマ侯爵ペドロ・アルメイダである。

右記の引用のとおり、『リスボン市史公文書集成』の编者オリビエラは有名な章句「死せる者は葬り、生ける者に糧を与えよ！」をカルヴァリオの進言ではなく、インド副王アレルナ侯爵の応答としている。やがてカルヴァリオの政敵となるアレルナ侯爵やアヴェイロ侯爵の家系では、そうした挿話が代々伝承されたに相違ない。ただし、以上のような異説をも念頭に置きつつ、『リスボン地震』の著者ケンドリックは、カルヴァリオに帰するのが偉大な功績に相応しいと判断した。

貿易商ジャコンブの十一月三日付日誌には、王権による緊急政策の発動と、被災地での宗教的蛮行が誌される。震災直後における異端審判は、ヴォルテールの思想小説『カンディッド』において中世的な蛮行として戯画的に描出され、敬愛する恩師パングロスも火焙りにされる。しかし、リスボン大地震の古文書を渉猟しつつある筆者は、いまだそれに相当する記録を発見できない。そうしたなかでユダヤ人の審問と護送に関するジャコンブの証言は、単簡な表現とはいえ、貴重な記録である。他方あるイギリス貴紳は連日の大火について述べ、緊急政策の発動と盗賊の逮捕・処刑を早くも伝えている。

### 貿易商トーマス・ジャコンブの震災日誌 その三

十一月三日

数回地震を感じ、深夜零時にとりわけ烈しく揺れた。民衆の艱苦は深まるばかりで、だれもが惨状と困窮に泣いて転々と彷徨し、リスボンの死者を貴族と修道士が埋めている。大きな災厄に直面して国王は極力慎重な王命を授けられた。すべての囚人が恩赦されたが、驚くべき蛮

行が迷信、狂熱、僻見へきけんから惹き起されている。・・・異端審問を受けたユダヤ人がコインブラまで護送され、そうした数人をサカヴェンの渡し船に乗せるのを小生も見た。

あるイギリス貴紳の震災日誌 その三

十一月三日

第三日も大火が続き、防衛に赴いた人も多い。だが、ほとんどが焼失し、大抵は徒勞に終わった。また、首都の全域に絞首台が設置され、九名のスペイン人流れ者が暴徒への見せしめに処刑された。彼らは市中で掠奪を重ねたが、昨日金銀を運ぶ際に逮捕されたと聞く。

この日ベレンでイギリス貿易商が店を開き、小生らも辛うじて食べものを得たものの、依然として露天で野宿を続けた。

(一) 飢餓の防止と食糧の供給

震災第三日に発令された緊急政策の十件の多きに達し、食糧の供給、火災の阻止と財貨の防禦、港湾地帯の厳戒、さらには遺体の葬送と葬儀に関するものである。なかでも飢餓の防止については小麦の確保と輸送、販売価格の統制、魚介類への免税、穀倉の管理など救援の具体的方策が提示された。

緊急政策第十二 発令一七五五年十一月三日ノ一 テーシヨ両岸諸地域の全行政者に食糧の輸送を命じる通達

『緊急政策編纂』第二項目ノ四 すべての小麦粉と大量の食糧をリスボンへ運ばせ、(同市庁参事会会頭)アレグレテ侯爵に引き渡すことを、テーシヨ両岸諸地域の全行政者に命じる通達

【通達】

謹白。

国王陛下におかれては國務尚書に以下の施策を命じられた。すなわち、出港予定の二艘は別として、ただちに調達できるあらゆる船舶に、すべての小麦粉と大量の食糧を搭載させること、漁船については船頭がそれらをリスボンへ運送し、同市庁参事会会頭アレグレテ侯爵に引き渡すこと、さらに他の船舶は貯蔵倉庫管理長アブラント侯爵のもとに届け出ることである。この王命に違反する者は重罪に処せられる。各位に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(國務尚書)セバスチャン・シヨゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

テーシヨ両岸諸地域行政者各位

温暖な気候と肥沃な土壤に恵まれたポルトガルは、緑豊かな森林や潤沢な水利と相まって、ヨーロッパでも耕作にもっとも適した国土のひとつである。テーシヨ流域の各地はカエサル統治の時代

Macaulay, *op.cit.*, pp.274-275.

Getleman's Magazine, *op. cit.*, pp.591-592.

Freire, *Memorias das Principaes*, p.62.

から十四世紀ディニス王の御代まで豊穰な農業で広く知られ、稔り豊かなスイスの山裾に比肩すると言われた。意外にもその国で穀物の需給は恒常的に不足した事情について、オリビエ・マルケス著『ポルトガル史』の記述を参照する。

小麦供給の危機は十五世紀から頻繁になった。リスボンをはじめ広汎な都市部、さらには若干の地方（アルガルヴェ国がその典型である）が定期的に飢饉や極度のパン欠乏に陥った。この世紀にはポルトガル全土で収穫が低下した。その明白な理由は人口の減少である。畑仕事に人手が不足し、農村部に住む人が減り、多くの耕地が荒廃した。中略 穀物の収穫が減退した一因は、他の農産物、ワインやオリブ油の増産と思われる。以前には小麦や大麦を栽培した土地が、明らかにブドウ畑に転用された。ブドウ園もオリブ畑もそれほど作業や人手を必要とせず、より多く収益を生むからである。この頃からポルトガルではワインの輸出が国民経済の重要な地位を占めるに至る。

ワインの生産と小麦の輸入がポルトガルの農業を圧迫する一方、リスボンやポルトにおける交易は活気を呈し、沿岸の倉庫と市場には穀類が山と積まれた。経済史家H・フィッシャーの著作『ポルトガル貿易』によれば、輸入される穀類は主としてイギリスや北米の農産物であり、貿易の拠点ロンドンでは少数の仲買人が事業を独占し、これらを大量に海路で輸送した。繊維製品等に比べ、劣化し易く、需要も不安定との理由で、彼らは食料品をきわめて有利な税率と価格で取引したのである。

小麦、大麦、カラス麦、ライ麦などの穀物、さらには麦芽や穀粉はイギリスからポルトガルへ大量に船で運ばれた。（原註）小麦の積荷はつねに高額で取引され、最盛期の一七三一年から一七三五年には毎年約九万二千クォーター、金額にして約十二万四千ポンドに達した。中略

ポルトガルに到着した穀物は現地の卸売業者か小売商人に売られた。搭載された商品を待ち受け、保税倉庫だけでなく、早くも船上で売買が始まる。繊維製品とは異なり、輸入された穀物は地方の市場へも出回る。また、その一部は積み換えて、ブラジルまで輸送される。「ポルトガルの製粉業者は」と一七五三年にイギリス大使カストレスは報告した。「輸入される小麦を大量に買いつけて粉に挽き、ブラジルへ発送する。」ポルトガルの商船団も毎年穀類を輸送した。リスボンにおける取引では、おおむね掛売りが短期に限られ、数ヶ月の余裕しかない。

原註 リスボン在留のイギリス人貿易商によれば、ポルトガルにおける小麦、大麦、穀粉の年間生産量は「住民の糧六カ月分にも足りない。したがって、彼らは大量に国外から輸入せざるをえない」（『イギリス商館（リスボン）日誌』一七六三年七月二四日）

Balbi, *op. cit.*, tome I, *Providencias*pp.143-144.

A. D. de Oliveira Marques, *History of Portugal*, New York, 1976. volume I, pp.111-112.

H. E. S. Fisher, *The Portugal Trade, a Study of Anglo-Portuguese Commerce 1700-1779*, pp. 64-66.

*ibid.*, pp. 17, 67.

震災における飢餓防止に関して、穀物の確保とともに重視されたのは魚介類の供給である。広大な沿岸部を擁するポルトガルは、ヨーロッパきつての海産国であり、新鮮で安価な海の幸は庶民にとりわけ好まれた。バルビの著作には同国の漁業史を述べる一文が含まれる。

大西洋沿岸に位置するポルトガル王国は、長大な海岸線と豊かな漁場に恵まれ、沢山の魚類が捕れる河川、水産を家業とする住民、良質の塩を大量に精製できる塩田も多く、デニス王、ペドロ一世、ジョアン一世など英明な君主の御世には民を潤すこと大であった。ポルトガルの年代記で若干の史実を辿れば、古くから漁業が隆盛を極めたことを明確に把握できる。

アルフォンソ三世とデニス王の御世にミーニョ地方の沿岸で捕鯨が営まれた。アルフォンソ四世の時代に捕鯨はアルガルヴェ国においてもっとも重要な産業のひとつとなる。フェルデinand王の御世に至ると、アルガルヴェ国のみならず、テージョ河南のアレンテージョ沿岸やエストレマドウラの一部にも拡大した。今日ポルトガル本土では衰滅し、イギリスおよびイギリス系アメリカが巨利を博すブラジル沿岸で僅かに営まれている。無思慮にもポルトガルはその操業をほとんど放棄したのである。

一三五三年リスボンとポルトの住民は英国国王エドワード三世と五年間の通商契約を結び、海人が漁獲する認可を得た。また、漁労を保護する商業同盟を、セトゥーバル、アルカセル・ド・サル、シネス、セジンブラの諸都市が結成したことを、自然学者ソアレス・デ・バロスは注目すべき事実と語った。これらの都市に加えて、エリセイラ、リスボン、ポルト、ポンテ・デ・リマ、アヴェイロ等の住民にも専業の漁師が多く、莫大な量の魚が塩漬けされて、他国に輸出されている。セトゥーバル産の食塩がとりわけ良質であるため、塩漬けの輸出は条件に恵まれ、古来北方の各国で好評を博し、一六七一年自国の豊富な塩田を開発するまで、イギリスで大量に買い付けられた。

一四三四年サンタレム身分制議会が定めた第一〇四条には、鱈をはじめおびただしい数の魚類がポルトガル沿岸に溢れるため、レヴァントへ輸出することが記録され、一四三六年エヴォラ身分制議会も大量のニシンをスペイン等へ売却したと伝える。こうした状況がいまは一変し、魚類の輸出はアルガレウ国のみに限られ、大量の干物や塩漬けも国内で売り捌かれる。

首都南部のベレン河岸およびサンタレム河岸では、今日でも屋内や屋外の広大な魚介市場が客を呼び寄せる。しかし、そうした海産物の供給も国策の貧困や苛酷な課税によって、著しく制約された。食糧の供給を命じる一連の緊急政策において、魚介類の取引をめぐってはとくに免税措置を指している。

緊急政策第十三 発令一七五五年十一月三日ノ三 リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵  
に魚介類の免税措置を命じる勅令

『緊急政策編纂』第二項目ノ二 国王陛下の慈恵により、ベレン河岸およびサンタレム  
河岸で取引される魚介類について課税を免除する旨、王都の各市門に布告を掲げるよう、



リスボン参事会会頭（アレグレテ侯爵）に命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下はリスボン参事会会頭アレグレテ侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。すなわち、今次震災の緊急事態に即応して、左記の布告を王都の各市門に早急に掲げるよう、また印刷の機能を失った現在、可能なかぎり多数の手書きで全域に周知させるよう指示されたい。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

（国務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

【布告】

ベレン河岸およびサンタレン河岸で取引されるあらゆる魚介類について、十分の一税、譲渡税、あらゆる省庁での手数料、各種の課税を、従来特例を許されぬものも含め、すべて免除するよう、国王陛下はリスボン参事会会頭アレグレテ侯爵に命じられた。

その所以は比類なき慈父の仁愛を抱かれる国王陛下が、苦難の渦中にある臣民の艱苦を癒すべく、前述の課税と手数料すべてを停止されたからである。現状において陛下のご仁愛はさらに広く及び、市門から搬入される食品の取引についても、課税と手数料がすべて停止される。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

（国務尚書）セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

（リスボン参事会会頭）アレグレテ侯爵閣下

食品の売買にとくに係わる税制は、関税と取引税である。この時代にふたつの主要な税制、取引税はすべて国民に適用され、金、銀、馬、武器、パンを除き、すべての物品の売買に課せられた。本来取引税はリスボン市庁など都市自治体の権限に属したが、専制的な統治が強まるにつれて、王権に掌握されることとなった。漁業に対する国策や税制の影響について、バルビはつぎのように述べる。

取引税は金、銀、パンを除くあらゆる物品の売買と交換に適用され、売り手五パーセント、買い手五パーセントの計十パーセントを取引の渡毎に徴収するものであった。双方の合意を得た価格が、以後の売買の基準とされる。食塩の価格は一アルケイラにつき十リブラであった。不可欠なものとして需要の多い食塩は、いかなる状況や用途でも一定の税額が保持された。

スペイン従属の時代にはきわめて苛酷な税制となり、水産物への課税、漁労を抑制する各種の法令、さらには海運や貿易の不振によって、漁業が徐々に衰退し、いまなお哀れな状況にある。「中略」たとえば鱈の漁獲は完全に忘却され、ポルトガル人はかつて新大陸でみずから漁した魚を、イギリス人やイギリス系アメリカ人からいまや買っている。以前にはミンホ地方から大量の魚類はポルトガル人や外国人の手で輸出されたのに、それでも現在はアルガルヴェ国、

ギリシャ、イギリス、等々から数多く輸入される。ラ・ベイラ、エストレマンドウラ、アレンテージョなど各地方も同様である。

リスボンの東北約百キロに位置するサンタレムは、中世ポルトガルの重要な都市であり、堅固な宮殿と多くの修道院を擁していた。また、テージョ沿岸の市場では近郊で産された食料品、なかでもワインが大量に取引される。大地震によってこの地域も甚大な被害を蒙り、教会や修道院が数多く破壊された。大きな亀裂が生じ、地底から硫黄の蒸気が立ち籠めたと記録される。市中で治安が悪化したこともつぎの勅令から推察できる。

緊急政策第十四 発令一七五五年十一月二日ノ三 サンタレンの穀倉管理をアロルマ侯爵に命ずる勅令

『緊急政策編纂』第二項目ノ五 公私ともすべての穀倉、なかでもサンタレン一帯の穀倉を嚴重に管理し、許可なしに利用させぬよう、アロルマ侯爵に命ずる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれてはアロルマ侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。すなわち、公私ともすべての穀倉、なかでもサンタレン一帯の穀倉について、嚴重な管理を命じられたい。この勅命を拝して同侯爵は、個人、教会、公共のいずれに属するかを問わず、穀倉の食糧を当局の許可なしに持ち出せぬよう、各々の所有者または管理者に指令を発せられた。また、行政官と裁判官、当該地域の協力者と担当者を統率する権限が、アロルマ侯爵に委任された。国王は住民を篤く信頼されており、執行にあたってはいかなる抗弁も許されぬ。同侯爵がすべての住民に勅令を周知させ、選ばれた人々が神事を肅々と進めるとともに、本月一日以降の震災と苦難から住民の震災と苦難を救われたい。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

アロルマ侯爵閣下

本勅令がつぎの各位にも送付された。ヴィラ・ノヴァ・ダ・ラインハ地方の果実貯蔵所のカステロ・メルホル伯爵、アレンケル地方トーマス・イ・リマ麦酒醸造所のヴィラ・ノヴァ子爵、トレス・ヴェドラス地方木苺園の尼僧、マフラ木苺園のトマス子爵、シントラ、カスカエス、オエラスを管轄するパウロ・イ・カルヴァリョ・イ・メンドンサ。アレントージョ州全域を管轄するタンコス侯爵。

追記 同年十一月二四日飢餓の脅威が消え去り、蔵する産物の三分の一を売ることが、穀倉の所有者に許可された。その後王国では豊作が続ぎ、肥沃な地で自由な商業が栄えた。

Balbi, *op. cit.*, p. 175.

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, pp.63-64.

穀倉等の管理のためサンタレンに派遣された初代アロルマ侯爵は、地震発生後いち早く国王のもとに参じたひとりである。ブラジル総督とインド副王を歴任した彼は、高位高官のなかでも傑出した功績と名声に輝く人物であった。ポルトガル近代史の泰斗C・R・ボクサーは著書『ブラジルの黄金時代―一六九五―一七五〇』に、南米を開発した功労者数名の略伝を付し、アロルマ侯爵の卓越した学識と施政についても叙述した。

第三代アスマル伯爵ドン・ペドロ・デ・アルメイダ、のちの初代カステロ・ノーヴォ・アロルマ侯爵は一六八八年九月二九日リスボンで生まれた。スペイン継承戦争に彼は従軍し、とりわけ一七一〇年サラゴサとヴィラ・ヴィコサにおける戦闘で武勲に輝いた。戦争が終結した一七一三年、ポルトガル軍の撤退彼は指揮し、戦火で荒廃し、なお危険な国境を通過させた。一七一七年から一七二一年までサン・パウロおよびミナス・ジェライスの総督に任命され、ヴィラ・リカにおける反乱の鎮圧によって、その令名はポルトガル史に刻まれる。中略

ポルトガルに帰国するや、アルメイダは軍部の要職を歴任するとともに、一七三三年王立歴史アカデミーの会員に推挙された。この時代にポルトガル人としては異例であるが、彼は優れた英才教育を受け、ラテン語、フランス語、イタリア語、スペイン語に堪能であり、数学、哲学、歴史学に真摯な関心を寄せていた。同時代のあるフランス人によれば、アルメイダは教養豊かなポルトガル貴族四名のひとりであり、第四代および第五代のエリセイラ伯爵父子、さらにはアレグレテ侯爵に比肩する。ミナス・ジェライスで一七一八年四月二六日綴られた第四代エリセイラ伯爵宛書簡は、学芸に向けた彼の関心を端的に示している。「辺境で暮らす人物を憐れみ、アカデミーで公刊された論文をいくつか送って頂きたい。」中略

第五代エリセイラ伯爵の後任として一七四四年インド副王に任じられたが、彼が大家族を支える自己の窮状を訴えたため、国王ジョアン五世は本意ながら出立の前夜初代カステロ・ノーヴォ侯爵の位階を与えた。ポルトガルのアジア拓殖は十八世紀逆境に瀕したが、インド副王として在任した六年間（一七四四年―一七五〇年）は、数少な隆盛期のひとつであり、アルメイダの軍事的・行政的才幹は、同時代に遍く認められ、後世においてもつねに称讃が寄せられる。他方彼は官職の売買や商易の斡旋によって私腹を肥やしたと非難された。こうした非難を誹謗とする見方もあるが、一七四六年アルメイダは国王の厳しい譴責も受けた。しかし、同年五月インド半島マラータ帝国のアロルマ要塞を攻略し、その功績によってカステロ・ノーヴォ侯爵の称号から初代アロルマ侯爵の爵位に栄進した。

一七五一年に帰国したのち、要職から離れていたが、一七五五年大地震の際には貢献を果たした。「死せる者を埋葬し、生ける者を救済して、首都の入口を閉鎖されよ。」未曾有災厄の日呆然自失した国王に応えた有名な進言は、普通ポンバルに帰せられるが、権威ある若干の証左によれば、アルメイダの言葉と信じられる。

稀有の功労者アロルマ侯爵の現地派遣は、震災への対処とは言え、やや奇異に感じられる。この勅令には従来強い批判が呈せられ、本稿でもそうした疑義を後段であらためて検討する予定である。

C. R. Boxer, *The Golden Age of Brazil, 1695-1750 Growing Pains of a Colonial Society*.

London, 1962. pp.362-363.

(二) 火災への対策と類焼への防禦

この日は火災の防禦と阻止に關しても数件の勅令が發せられた。地震の衝擊からまもなく各所で火災が発生し、首都全域に拡がって八日間猛威を振った。こうした大火の進行と規模はモレイラ・デ・メンドンサによって簡潔かつ的確に記録され、火災による物的損失は地震による被害を超えたと推算される。イギリス人貿易商トーマス・チエイズが目撃したのは、アルファマの高台から矢のごとく下降した烈火が、河岸に積まれた材木で火勢を倍加し、周囲の民衆が動転する間に、豪壮なリビエラ王宮を一気に焼き尽す地獄絵であった。しかし、襲いかかる大火への対処を直接指示した緊急政策は僅少であり、三件の十一月三日付勅令に限られる。

緊急政策第十五 発令一七五五年十一月三日ノ四 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵に石炭等の防火を命じる 勅令

(『緊急政策編纂』第十三項目ノ三 サンタレム河岸など水辺に置かれた石炭および薪を、ザブレガス河港とグリロ河港へ移動させるよう、兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵に命じる勅令

【勅令】  
謹白。

国王陛下は兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵に以下のごとき勅令を發せられた。すなわち、サンタレム河岸などリスボン沿岸に大量の石炭やあらゆる種類の薪が置かれ、現在の大火からさらに凄惨な類焼が惹起する危険が憂慮される。こうした危機の切迫に対処して、沿岸の薪や石炭をザブレガス河港とグリロ河港へ移動するよう指令されたい。加えて国王陛下は、必要な船舶を至急用意させることを、アブランテス侯爵に、また大火の拡大を防ぐべく、溝渠こうきょを掘ることを兵馬総帥に命じられた。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵閣下

リスボン受難の二三年前、デンマークの首都で大規模な火災が発生した。一七二八年十月二十日コペンハーゲンで始まった大火は三日間続き、港湾都市のほぼ三分の一を焼尽、死者は住民の約二割、一万四千人に及ぶ。火元は旧市街中心部の飲食店で、蝋燭の不始末が発端とされる。中世に築かれた多くの街並が焼尽し、一四七九年に落成したルネサンス様式の市庁参事会館も多数の古文書とともに燃え尽きた。多様な史料に基づくカール・ロウリング著『コペンハーゲンの大火一七二八年』は、リスボンの災害と対比する上でも貴重である。

十月二十日

北港地区リレ・ザンクト・クレメンス小路では女中ハンスセンス・ダテルが夕食の準備をほぼ済ませた。家族が集まると、ドルテ・ペデルスタデル夫人の指示で彼女がラスムセンの店舗

参照 本稿、論文第二、第一節 貿易商チエイズの震災記録、一六頁以下。

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, p.296.



にビールを取りに行かせる。そこでの帰り際に店の奥でラスムセン店主が大声で叫んだ。納屋に火が付き、消せないのである。

慌てて周囲の人たちがぼろ切れや板類を被せ、水を注いだ。無駄であった。炎は勢いを増し、天井や屋根へと進む。危険が募り、みな逃れようとする。火の手は屋根沿いに拡がり、大火となった。 中略

十九時半頃リレ・ザンクト・クレメンス小路の両側がまず煙火に覆われ、二十時から二一時にかけて烈風が吹き荒れた。火の手は南西の風に煽られ、ヴェスタガデー中央站からスタディエ街とザンクト・ペデレス街、さらにはノレスポートへ拡大した。凄まじい速度で火焰が人口稠密な地域、ヴェスター通り南西へと蔓延したのである。

火災の警鐘は響いたが、市庁当局の対応が遅れ、消防夫の出動までに三十分を要した。消防車に入れぬコベンハーゲン最悪の地域、すなわち狭隘な街路であるザンクト・クレメンス小路、ヴォンバドストルエ街、アンチテツ街、ヘリング・コルス街で大火が始まり、そこへは消防隊も踏み入れなかった。 中略

十月二一日

午前十時頃火焰は市庁舎を捉えた。「当時学生であった碩学ジョン・オラスセンは語る。「市庁舎焼尽の日、孤独な私はヴェスタ通りとスマー小路に挟まれた孤児院にいた。ノートルダム教会の炎上後まもなく、火焰はヴィンメルクラフトの下手へ突進した。市庁舎では市庁や王室の莫大な財貨が失われた。これらの財貨はすべて焼尽したと報告される反面、市庁舎倒壊の際にその半分が地下に埋もれたとの風評も流れた。」

市庁舎の書庫には古文書の一部が保管されたが、市庁の官簿や参事会の書類はほとんど消失した。コベンハーゲンと同市市民の歴史に関して一七二八年以前の古文書と記録が、この大火のため現在我々には欠如するのである。

コベンハーゲンの火災では消防隊の始動が遅れ、その後も狭隘な街路と北国の烈風に遮られ、延焼を阻止できなかった。一六六六年の有名なロンドン大火においても、最新の機能を誇る消防活動が、総じて徒勞に帰したと伝えられる。ペスト蔓延と重なるこの災厄については、古来多くの著作が書かれ、チャールズ・リヴァーによる近著『ロンドンの大火』は当時の消防活動について比較的詳しい。

防火の技術および手段として消防車の創案など、世界でもっとも強力な器械を開発したと、十七世紀にロンドンの人々は自負したに相違ない。これなる器械は大火をも阻止できる、と広告する業者すら存在した。訓練された消防夫と最新の利器による壮烈な敢闘すら、到底猛火に抗しえないことは、一五〇〇年前のローマでも現代のシカゴでも変わらない。 中略

一六六六年ロンドンでは大気の異常な乾燥が一年近く続いた。九月一日の夜半パン製造業者トマス・ファリナーの焙炉から火片は床に落ちた。二階に住むファリナーと家族はその煙火で目覚め、自室の窓から隣家の窓へ這って脱出した。不運にも住込みの下女は驚愕して恐怖のあ

まり隣家へ脱出できなかった。

はじめはファリナーと隣人たちは自分で火を消そうと動いたらしい。しかし、一時間後火勢は強くなり、市庁当局への通報に踏み切った。炎上した二軒に隣接する家々を打ち壊し、防火帯を急造せよ！これが当局の対応である。ロンドンではいわゆる 練達消防隊 が組織され、火災防止の巡視員も任じられた。しかし、燃え盛る火焰を鎮めるには、家屋の撤去が通常の方策とされ、建物の破壊と防火帯の急造に役立つ棍棒、消火棒 を用意する旨、各地の教会が命じられる有様であった。

一七五五年リスボンの大火は大地震の直後であって、火元の多さや盗賊による放火なども重なって、その様相はロンドンやコペンハーゲンの災害よりもはるかに凄惨であった。もより防火や消防はリスボン市庁の重要な責務であり、消防夫や消火器の配備もある程度なされながら、活動の本拠たる参事会館自体が地震の直後焼尽したものである。また、石造りの水槽や消火栓の装置を配した新築の歌劇場も、震度九という未曾有の衝撃は想定外であつたろう。一七五五年の公文書や被災記録は消防活動の記述は皆無に近く、専ら延焼もっほからの避難が指示される。

緊急政策第十六 発令一七五五年十一月三日ノ六 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵にサン・

ロケ祈祷堂の防火を命ずる勅令

(『緊急政策編纂』第十三項目ノ五 サン・ロケ祈祷堂の宝蔵を早急に管理させることを、

兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵に命ずる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては兵馬総帥に以下のごとき勅令を発せられた。すなわち、サン・ロケ祈祷堂の宝蔵を早急に保管し、火災の危険が迫れば、門外に移動させるよう指示されたい。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスタチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリヨ・イ・メロ

兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵閣下

リスボンでは一六〇一年十月二七日に王立万聖病院で火事があり、教会と礼拝堂が焼けた。以前から第一礼拝堂の門前上方に木製のポルトガル紋章が掲げられ、周囲が全焼するなかで、不思議にもそれだけは無傷であったとされる。再建された礼拝堂には万聖節を描いた豪華なタピスリと羊皮紙が飾られ、天井は天井はすべて金色に彩色された。さらに大地震に先立つ五年前、一七五〇年八月十日黎明に同じく王立万聖病院が一層強烈な火焰に襲われ、ほぼ全面的に破壊された。付随的

Charles River (eds), *The Great Fire of London : The History of the 1666 Fire that*

*Destroyed England's Greatest City*, kindle book, No.2083-

Portal, *op.cit.*, p.602.

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, pp.296-297.

*Dicionario da Historia de Lisboa*, Lisboa, 1994. pp.450-451.

な内容ではあるが、この火災に関してポルトガル王権の勅令とリスボン参事会の令達が保存されている。

一七五〇年八月十二日 リスボン参事会会頭への勅令

謹白。国王陛下に置かれては国務尚書につきのごとく命じられた。すなわち、王立万聖病院で発生した火災の余波として、被災した障壁は近隣の建物へ倒壊する怖れがあり、さらなる危険を回避するため、あるいはこれらを解体し、あるいは支柱で支えるよう、リスボン参事会に指示することである。

国務尚書ディオゴ・デ・メンドンサ

リスボン参事会会頭殿

一七五〇年八月十二日 リスボン参事会令達

リスボン参事会は消防隊に保管されるすべての放水ポンプを、同じく消防活動を遂行すべき職層に配備し、非常事態に即刻対処させるよう、市民裁判官に指令する。

この令達に従ってリスボン市行政官および書記官は、消防隊に保管されるすべての放水ポンプを、市民裁判官の管理もとに置き、別途定める職層に配備されたい。

これらの史料を採録した『リスボン市史公文書集成』の註記には、消防活動を遂行すべき職層として、建築工事の監督当局とともに大工や左官の同業組合が例示されている。王立万聖病院焼尽の翌々日、帰国して半年に充たねカルヴァリオが、外務・軍事担当の国務尚書に任命された。飢饉に備えた食糧輸入の監督が第一の任務であったが、火災への応急措置にもおそらく関与したのである。同病院再建の際にジョゼ一世は近隣の建物十四を接收し、医療の施設をさらに拡張した。

大火に係わる緊急政策の第三は、タバコ栽培園の類焼阻止を命じる勅令であった。ポルトガル南端の広大な地域アルガルヴェは、八世紀イスラム勢力に占領され、西アンダルスと呼ばれていた。一四七七年リスボンを奪還したボルゴニャ王朝は、一定の自治を認めつつ、この地域を併合し、統治者をポルトガルとアルガルヴェと命名した。アルガルヴェ国も地震と津波によって甚大な被害を受けたが、この地方に係わる最初の勅令は、被災者への救援ではなく、タバコ栽培園の防禦を命じるものである。

緊急政策第十七 発令一七五五年十一月三日ノ五 リスボン高等法院長官ラフォエス公爵

にタバコ栽培園の防火を命じる勅令

『緊急政策編纂』第十三項目ノ四 タバコ栽培園を襲う火焰を阻止し、さもなければ被害を最小限に止めるべく、リスボン高等法院長官（ラフォエス）公爵に命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれてはリスボン高等法院長官に以下のごとき勅令を発せられた。すなわち、

Oliveira, *Elementos para a Historia da Municipio*, tomo XV, pp.173-175.

*ibid.*, pp.171, 174-175.

アルガルベ地方のタバコ栽培園に迫る火焰を阻止するか、さもなければ被害を最小に止めるべく、当地の船主や船長を招集し、配下の船員に付近の港へ船を就けるよう指令されたい。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジヨゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

リスボン高等法院長官(ラフォエス)公爵閣下

新大陸発から導入されたタバコの栽培は、ポルトガルでも重要な国家財源であった。財政の内訳を調べると、タバコによる収益が一七一六年度には歳入総額の約二割で、関税と取引税に次いで第三位、一七三七年には歳入総額の約三割で、関税に次いで第二位である。タバコの栽培は主としてブラジルで行われたが、スペインの南部と同じく気候の温暖なアルガルヴェでも行われた。ピリング著『タバコ』その歴史、種類、栽培、生産、取引』からポルトガルに言及した一文を邦訳する。

スペイン、ポルトガル、ドイツ、オランダでは王権がタバコの所有と開発を独占し、その育成に熱意を傾けた。タバコの奨励がなされたのは、歳入と利得の源泉として他の産物を遙かに超えたからである。フランス、スペイン、ポルトガルで栽培が始まると、ただちにタバコ産業に請負制度が導入された。

これらの国々では当初からタバコは政府の独占であった。一七五三年ポルトガル国王はタバコの請負制度を定め、以後その収益は王権の歳入において主要な源泉のひとつとなる。フランスではつとに一六七四年タバコ産業の請負が、六年契約七十万フランでジャン・ブルトンに認可された。中略

広範に栽培されるにつれて、タバコは必然的に商易の重要な品目となった。スペイン人とポルトガル人はタバコを歳入の大切な源泉とみなし、南米や西インド諸島から大量にヨーロッパへ輸入した。ヴァージニアで栽培が始まるや、すぐさま多くの開拓者がその商業的価値に気づき、タバコや毛皮などを交換貿易で取得した。アメリカから輸出されるタバコの大半はヨーロッパへ運ばれ、さらにそこからアジアとアフリカへ転送された。

### (三) 国庫と港湾の危機管理

この日は緊急政策として国庫の防備と港湾の警備を命じる勅令も発せられた。リビエラ王宮一帯には財政の基盤となる国庫と通貨を鑄造する造幣局が存立する。震災の混乱に乗じて外敵の侵入や組織的な掠奪に曝されることも想定し、軍隊の出動による厳重な防衛体制が指令された。

緊急政策第十八 発令一七五五年十一月三日ノ七 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵に国庫の防衛を命じる勅令

『緊急政策編纂』第十三項目ノ六 国庫周辺を厳重に防備させることを、兵馬総帥(マリ

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, p.296.

E. R. Billing, *Tobacco : Its history, Varieties, Culture, Manufacture and Commerce*, USA, 1875. pp.122, 484.



アルヴァ) 侯爵に命ずる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下におかれては兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。すなわち、王国存続の財源である国庫を護るため、常備軍の出動および予備役将兵の補強・招集を指令し、財務官列参のもとで嚴重に防備されたい。これこそ至上の勅令であり、いかなる遅滞も許されない。なぜなら、異常な状況のなかで大勢の者が無謀となり、住宅のみならず、寺院でも掠奪に走ることを陛下が憂慮されるからである。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵閣下

緊急政策第十九 発令一七五五年十一月三日ノ九 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵に軍事参与の登用を命じる勅令

(『緊急政策編纂』第六ノ二) 右記の王命を執行するため、ロドリゴ・アントニオ・デ・

ノロンハ・イ・メネズ閣下を軍事顧問に任ずるよう、兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵に命じる勅令

【勅令】

謹白。

国王陛下は兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵につきの施策を命じられた。すなわち、現在の急務に対処するため、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネズ閣下を軍事参与に任命すること、また軍事参与の指揮により正規軍と歩兵隊に河港での任務を遂行させることである。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵閣下

こうした財貨のなかでブラジル産の黄金は、ポルトガル王権の原動力であるとともに、公的にも私的にもさまざまな場所に秘蔵されていた。ミナス・ジユラスなど南米の鉱山で採掘され、リスボンの港湾へ陸揚げされる莫大な金塊には、密輸によるものが多量に含まれた。ボクサーの労作『ブラジルの黄金時代―一六九五―一七五〇』において、これらの輸入や総量がつきのように論述される。

ミナス・ジユラス、リオ・デ・ジャネイロ、バイアなどの各地で採集された金の量は大まかにも算定できないが、リスボンで年々受領された数値が確かな目印となる。近年ある研究者が示した記録によれば、十八世紀最初の二十年間こうした金が増加している。一六九九年の七二五キログラムは、二年後には一七八五キログラム、一七〇三年には四三五〇キログラム

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, pp.297-298.

Freire, *Memorias das Principaes Providencias*, p.112.

ムへと上昇した。この激増が一七二二年に驚異的な数値、一万四五〇〇キログラムに達する。これに加えて密輸された金の量は、押収の記録と官憲の推理以外には、確固たる数値を知りえない。実際に採掘された金が三分の一弱しか報告されぬとアントニルは試算し、そうした金の十分の一しか鉱山監督所と造幣局へ送られぬ、と同時代の権威ある証言も訴える。この証言は誇張であろうが、ブラジル産の金が大西洋の東沿岸と西沿岸で、合法的にも非合法にもさまざま莫大な量で流通したことは否定できない。マガルハエス・ゴディンリヨの調査によれば、ミナス・ジエラスで採掘された金の量は、一四八二年ミナ鉱山の創設以降ギネアからポルトガルに輸入された総量を凌ぎ、十六世紀全体でスペインが中南米から獲得した総量をも超える。中略

つねに厳守されたわけではないが、輸送に際して黄金の所有者は、貨幣、鑄塊、金粉、金葉、金製品、金装具などいずれの形態でも商船に載せてはならず、軍艦の貴重箱に保管させるよう、王権は定めていた。ダイヤモンドや他の宝石類にも同じ仕方で扱われ、これら貴金属のすべてに一パーセントの運輸税が付加された。軍艦の艦長にも金銀の搭載に極力便宜を計ることが要請される。信頼できる証人三名のもとで受領書を作成し、品目別に区分けして貴重箱に収めるのである。リスボンへ到着するや、黄金は造幣局へ届けられ、納入した物量の市場価格に応じて所有者は現金で受け取った。

こうした警備体制のなかでとくに異様な印象を与えるのは、ムーア人の侵入に対する厳戒である。つぎの勅令と通達はテージョ沿岸の広い地域を範囲として、戦時に準じた体勢を軍隊に命じ、すべての船舶に乗船と航行と出港を禁止する。

緊急政策第二十 発令一七五五年十一月三日ノハ ムーア人の侵入阻止を兵馬総帥

マリアルヴァ侯爵に命じる勅令

（『緊急政策編纂』第六ノ一）アルジェリア人の企図をすべて阻止するため、各地の要塞をはじめベレンからボン・スセソまでの沿岸を防備させるべく、兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵に命じる勅令

【勅令】  
謹白。

国王陛下におかれては今般つぎのごとき奏上を受けられた。すなわち、ベレン要塞沿岸に投錨する船舶に対し、昨夜アルジェリア汽艇の船員が錨鎖の切断を企てたこと、かかる汽艇の接近と企図に備えて、他の要塞でも防備すべきことである。そのため国王陛下はテージョ沿岸の船舶にアルジェリアの汽艇を監視させるよう、兵馬総帥（マリアルヴァ）侯爵に命じられた。現在の混乱した状況では私掠船による本格的な搜索ができず、カスカエスや他の沿岸もおそらく破壊されたからである。ベレンに住まれる国王陛下と王族の方々は、アルジェリア人の侵入に対する相当の厳戒がつねに必要とこの事件から痛感され、孤立無援の民衆を護るよう要望された。したがって、兵馬総帥は非番の兵士をも楽隊、太鼓、喇叭など有効な警報で召集し、王都での要務には歩兵隊を、状況に応じ騎兵隊をベレン河岸と警戒水域の防衛に投入されたい。

また、嚴重な防備を敷き、夜間の入港を阻止するため、砲兵、特務兵、要塞守備兵により困難な任務を命じられたい。なお、かくのごとき危険と方策に鑑み、兵馬総帥の指令は機密として伏され、食品の輸送監視などの偽装を採る。ムーア人の脅威を知らせる告示によって、民衆の動揺を倍加させてはならぬからである。貴官に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵閣下

緊急政策第二一 発令一七五五年十一月二日ノ十 要塞司令官に命じる通達

(『緊急政策編纂』第六ノ三) すべての船舶の航行禁止を要塞司令官に命じる通達)

【通達】

王命によりすべての要塞司令官は、いかなる解や船舶にも出港と航行を許してはならず、これに違反すれば、極刑に処する。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

要塞司令官各位

イスラム勢力からの国土奪還のあと、ポルトガル沿岸部をつねに苦しめたのは、排撃されたムーア人の侵入、なかでもアルジェリアを拠点とする海賊の犯行である。リスボンへ寄港する多くの船舶にはブラジル産の金銀をはじめ、さまざまな財貨が積まれ、海賊にとって絶好の標的と言える。「死者を埋葬し、生ける者を救済して、港を閉鎖されよ。」この箴言は通常カルヴァリョの言葉とされ、大抵は最後の一句が省略される。震災の窮状につける外敵の侵攻を、ポルトガル王権は警戒したとされるが、近隣の強国スペインおよびイギリスとは堅固な外交政策によって友好関係にあった。「港を閉鎖されよ」の一言は跋扈する海寇への防禦を意味すると解され、インド副王とブラジル総督を歴任した將軍、思慮深いアロルマ侯爵に相応しい警告とも考えられる。

ブラジルから運ばれる富が莫大であるため、海賊や密輸に対して嚴重な防衛が必要であった。ポルトガルの船乗りが海賊の実行犯にも、その犠牲者にもなった。古来アフリカ北部のバーバリ地方を本拠とする海賊船がキリスト教徒を捕虜にして、富める者には身代金を要求し、貧しき者をば奴隷にしたが、十八世紀にはブラジルから輸送される財宝を狙い、船ぐるみ拿捕<sup>だほ</sup>までに至った。これと張り合ってポルトガルの海賊船も、モロッコの港湾よりもむしろ大西洋の諸島で、王国の船舶を襲撃し、掠奪する。そうした輸送船がアゾレス諸島に近づき、ヨーロッパの海域に入るのを防護すべく、イギリス人の支援も得て、ポルトガル海軍の將兵が徴用された。海賊の脅威はかなり深刻であり、リスボンを目指す富裕な旅人は、イスラム諸国に友好的な政

府の旅券を予備として携えるよう助言された。

右の引用はデヴィッド・バーミンガム著『ポルトガルの歴史』に素描された海賊の跋扈<sup>はつご</sup>である。アジアにおける倭寇と同じく、彼らは海上の船舶を襲撃するだけでなく、上陸して市中の財富を奪い、拉致した住民を奴隷とし、ときには身代金を要求した。海賊の攻撃は地中海と大西洋の沿岸部に広く向けられ、その根源はイスラム圏とヨーロッパ圏の相克にあった。一四五三年コンスタンティノープルを攻略したオスマン帝国は、十六世紀前半にアフリカ北海岸に進出し、アルジェリア、チエニジア、トリポニタリアなどいわゆるバルバリ諸国を成立させた。これらイスラム教国と海寇<sup>かいこう</sup>との関係が、アドリアン・ティニンズウッド著『バルバリの海賊―十七世紀地中海における海寇、制圧、虜囚』においてつぎのように語られる。

チエニスの征服によって北アフリカの支配権が確立し、皇帝セリム一世は一五八〇年スペインとの和平を決断した。相互に国境を尊重し、他国民を攻撃しない旨合意したのである。

しかし、キリスト教国の船舶を襲撃することによって、チエニス、トリポリ、アルジェの経済は支えられていた。私掠船とその成果が役人の賃金や宮殿の経費に充当された。沿岸への侵入や商船への攻撃の際にキリスト教徒が拉致され、奴隷として労働を強いられたのは、モスクや霊廟の建設する資金、港湾の防備や住居の管理に要する資金を捻出するためである。レヴァントの市場でイギリスは毛織物を売るのに、バリバリは海寇で暴力しか示さない。

十七世紀の初頭チエニス、トリポリ、アルジェのバルバリ三国は、イスタンブールとの同盟に護られていた。一定の自治は認めていたが、オスマン帝国皇帝は三国の各々に総督を置いて税金を徴収し、自己の権益のため住民に命令した。

#### (四) 聖職者の救援活動

震災第三日の最後に掲げる勅令は、総大司教を通し教区司祭に救援活動を命じたものである。総大司教への諮問を踏まえて、前日方針が示されたのを受けて、すべての教区司祭が遺体の埋葬に献身するよう指令された。加えて首都からの逃散を阻止すべく、住民に説諭することも聖職者の責務なのである。

緊急政策第二二 発令一七五五年十一月三日ノ十一 国務尚書および総大司教宛下に

遺体の埋葬を命じる勅令

(『緊急政策編纂』第一ノ五) 住民のため遺体の埋葬を行うよう、王都と近郊の教区司

祭に勧告する旨、国務尚書および総大司教宛下に命ずる勅令

【勅令】

David Birmingham, *A Concise History of Portugal*, Cambridge, 1993, p.73.

参照 ティッド・バーミンガム著高田有現・西川あゆみ訳『ポルトガルの歴史』創土社

二〇〇二年。一〇四―一〇五頁。

Adrian Timiswood, *Pirates of Barbary, Corsairs, conquest, and Caplivity in*

*the 17th-Century Mediterranean*, New York, 2010, pp.10-11.



謹白。

国王陛下におかれてはつきのごとき状況を聴聞され、賢明な方策を提示された。すなわち、震災の結果王都リスボンが放棄され、無人の荒野と化し、閣僚一同と軍部の将星に指示された緊急政策もなお充分ではない。都民に取り憑いた恐怖心を払い除け、あまたの民衆を王都に呼び戻すこと、火災を免れた地域では、遺体を放置すれば、とくに甚大な危険を招くこと、早急に遺体を埋葬すべきこと、これらを成し遂げるため、キリスト教の信仰に導かれて一致協力することが肝要なのである。国務尚書を通して総大司教猥下には、神とともに陛下にも終始仕えるよう命じられ、さらなる怖るべき脅威を防禦するため、無二の方途を示唆された。すなわち、総大司教猥下の指令によって、王都、郊外、近郊のあらゆる司祭が、説得力ある布教で住民を啓発すべきである。神意に叶う徳業の達成によって、神の懲罰が保留され、聖なる慈悲を授けられる、と。また、キリスト教徒のあらゆる善根のなかで、神の裁きに寛恕を願うには、生き残るよう神に選ばれたすべての住民が王都に立ち戻り、貴族や高官や将帥に協力して、神聖で敬虔なる作業、すなわち生ける者を防禦するため、死せる者の迅速な埋葬に献身するほかない、と。この作業は崇高かつ悲壮であって、極度の警戒を要する危険も横たわるが、神の赦免を哀願し、祖国の済生に貢献すべく、何人もそれと対決し、みずから犠牲となることも覚悟すべきである。総大司教教会の高僧と参事に止まらず、各地区を救援するためすべての修道会の幹部に、この勅令を傳達するよう国王陛下は総大司教猥下に命じられた。なおまた、こうした方策の成果に期待される国王陛下は、住民への説得を怠れば、脅威は倍加し、作業はなされず、無人の地に変わるのを憂慮され、在俗聖職者や一部の修道会士が許可なく勝手に近郊へ抜け出すことを、総大司教猥下の禁令として発するよう国務尚書に指示された。貴君に神護を授けられることを祈る。

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・イ・メロ

総大司教・枢機卿猥下

総大司教を頂点とするカトリック教団は、緊急政策の執行を担う第四の組織となった。この組織の役割や影響力を把握するには、ポルトガル人の伝統的な心性と教会への敬虔な帰依を知る必要がある。教会や修道院の規模や数値を示すに先立って、バルビ著『ポルトガル王国に関する統計学的研究』には信仰に係わる習俗と心性の解説が見出される。

古代ローマの神学者テルトゥリアヌスやエイレナイが明確に述べるように、キリスト教は二世紀にイベリア半島へ伝えられた。アラブ人による征服とともに、イスラム教もここに導入され、彼らの統治もともにキリスト教徒、回教徒、ユダヤ教徒がながく共存した。キリスト教徒が国土を奪還すると、回教徒とユダヤ教徒は再三迫害され、ローマ・カトリックだけが王国公認の宗教となった。中略

ポルトガル人の信仰は熱烈であって、すべての神事をきわめて厳格に営む。イタリア人ほど洗練されていないが、彼らは寺院の建設や装飾に豪奢を尽し、宗教への畏敬を示すのである。

なかでも聖体を収める聖櫃の造成にはあらゆる建築技術が駆使される。すべての宗教儀式が遍くポルトガルではきわめて荘厳に行われるが、リスボンとポルトでなされる祈禱行列や聖週間の勤行は異常としか言えない。聖体祝日の儀式もキリスト教諸国においてもっとも壮麗な部類のに数えられる。これらの儀式でかならずポルトガル人が繰り広げる絢爛豪華な装飾と照明は、同じように由緒あるスペインやイタリアの諸都市、ローマ、ミラノ、ヴェネチアで見ることができない。聖なる宗教への崇敬を、こつした習俗は人々に鼓吹するとともに、芸術的にもきわめて有益である。なぜなら、多くの芸術家にさまざまな機会を提供し、才能を発揮する場をたえず与える。したがって、この国について書いた幾人かの著述家と異なり、本稿の執筆者は古来の習俗を非難するのではなく、それを遵守するように助言したい。尊きものを崇める習性を培うならば、聖なる宗教の真理、すなわち真正なる道徳と秩序ある社会の基盤を、真摯に敬う態度が保持されるからである。

総大司教を頂点とするポルトガルの宗教界で、教区教会はその底辺を構成し、民衆の生活に密着した組織である。各教区における被害の調査と報告は、緊急勅令によって教区司祭に要請され、リスボンと首都近郊にわたる調査結果は、一九二〇年代ペレイラ・デ・ソウサの大著『一七五五年十一月一日ポルトガル地震』のなかに集成された。それとは別に若干の教区について、震災の規模と様相が各々小冊子に記述された。ここではリスボン中心部の広大なサンタ・マダレーナ教区に関して、ルイス・デ・マセドが纏めた記録を検討したい。

リスボン中心部の東側に拡がるこの教区は、大聖堂周辺のペドラス・ネグラス街をはじめ、バイシャ地区の繁華な銀細工師街、王宮河港に築かれたペドラ埠頭までパダリア街など広汎な地域にわたる。小冊子『サンタ・マダレーナ教区における一七五五年の地震』において著者マセドは、教会の死亡・埋葬記録からの検索により、細密な犠牲者一覧を提示した。列挙される死者の総数は一三八名であるが、本節では被害の甚大なパダリア街とサン・ジュリアネス街についてその名簿を紹介する。

サンタ・マダレーナ教会教区 犠牲者一覧 その一 パダリア街

- 一 ジョゼフ・デュアルテ 靴製造親方 既婚
- 二 エルヴィラ・テレザ 同家の妻
- 三 カテリーナ・ジョセフ 同家の娘
- 四 マリア・ロザ 同家の下婢
- 五 アントニオ・デニス 同家の職人 未婚
- 六 フランシスコ・ダ・コスタ 靴製造親方 既婚
- 七 テレーザ・デ・ジエズス 同家の妻
- 八 氏名不詳 同家の息子その一？
- 九 氏名不詳 同家の息子その二？
- 十 氏名不詳 同家の息子その三？

- 十一 氏名不詳 同家の息子その四？
- 十二 氏名不詳 同家の娘？
- 十三 テオドリア・ペラ 靴製造親方 寡夫
- 十四 ヨワヒム・メロ 同家の職人
- 十五 レオナルド・モンテイロ
- 十六 アンドレサ・マリア 同家の娘
- 十七 マリア 同家の娘
- 十八 クララ 同家の娘
- 十九 テレーザ 同家の娘
- 二十 クレメンテ 同家の息子
- 二一 ジョゼ八・マリア 靴製造親方ロペス・ディアスの妻
- 二二 リカルダ 同家の娘
- 二三 ゲノヴェラ・マリア 同家の下婢
- 二四 ロザ・マリア・ロバ 寡婦
- 二五 アントニア・バチスタ 同家の娘
- 二六 ベント・フランコ 未婚 靴製造親方
- 二七 フランコ・ロペス 靴製造職人
- 二八 マヌエル・アルヴラス 靴製造親方
- 二九 氏名不詳 靴製造職人
- 三〇 アントワヌ・ダ・コスタ 寡夫 靴製造親方
- 三一 マルガリタ・バチスタ 軍人マリオ・バチスタの妻
- 三二 マリア 同家の召使
- 三三 アントワヌ 住民ジュリオ・カストツゾの従僕
- 三四 アントニア 靴製造親方フランコ・ダ・コスタの徒弟
- 三五 レイムンド・パスシヨアル 既婚 スペイン人
- 三六 氏名不詳 同家の娘 二歳ぐらい
- 三七 マグダレーナ 住民ジョアン・アントネスの妻
- 三八 アントニオ 亡妻イグネス・アンナ
- 三九 パウラ・ヨアヒナ 未婚
- 四〇 マリア・ロマーナ 公吏ジョアン・アントネスの妻
- 四一 ジョゼフ 住民ガブリエル・コエリヨの娘
- 四二 アンナ・ド・クット 住民フェラ・モッタの妻
- 四三 アントニア・ドス・アンジヨス 住民ヨアヒム・デ・フィゲイレドの妻

パダリア街はアルファマ大聖堂周辺、サント・アンタオ広場を北端とし、リベイラ河畔のバカルホエイロス街へ下る坂道である。一三六一年に命名されたこの街路には、右の一覧から判るように、靴造りの親方が軒を並べていた。こつした業者のもとに家族だけでなく、大抵は職人や徒弟が同居

したのである。ここには地震と火災だけでなく、津波の犠牲者も含まれるであろう。

サンタ・マダレーナ教会教区 犠牲者一覧 その二 サン・ジュリアネス街

- 一 ペドロ・ロドリゲス
- 二 マリアナ・テレサ 靴製造親方ジョゼフ・マルケスの妻
- 三 ヨアヒム・バチスタ 銀細工師
- 四 アントニオ・デ・アブルの娘その一
- 五 アントニオ・デ・アブルの娘その二
- 六 P・アナスタシオの妹 その一
- 七 P・アナスタシオの妹 その二
- 八 ジョゼファ・A 蹄鉄親方Aの寡婦
- 九 アンナ・マリア・ジョゼファ 同家の娘
- 十 カテリナ・イザベル 寡婦イザベルの娘
- 十一 マリア・ヨアヒナ 住民ジョゼフ・マルケスの娘
- 十二 マリア 同家の女中 混血児
- 十三 バレンシア・マリア 靴製造親方ジョゼフ・フェランデの妻
- 十四 ヨアンナ 住民アントニオ・フランコの娘
- 十五 ジョゼ・フェランド 靴製造親方 ヨアンナ・マリア・アンカルナカオの夫
- 十六 マリア 未婚 保安員の娘
- 十七 A 商人アントニオ・ロペスの妻
- 十八 マヌエル・デ・ピンホ 理髪師
- 十九 アントニオ・アントネス 靴製造親方
- 二十 マリア・デ・ジェスス 衛兵ジョゼフ・フェランデの妻
- 二一 アンナ・ゴンサルヴェス? 未婚 同家の女中
- 二二 ローザ・M 同家の義妹
- 二三 ナルシザ 前者の娘
- 二四 M 靴製造親方の徒弟
- 二五 アンナ・ドス・アンジヨス 既婚
- 二六 アノ 同家の娘その一
- 二七 マリア・ヨアキナ 同家の娘その二
- 二八 テレーザ ヨアキナ 未婚?

サン・ジュリアネス街は前記バダリア街の中程を西へ折れ、バイシャ地区西端のマグダレーナ街へ下る小道である。ここでの犠牲者としては同じく靴製造の関係者が五名が含まれるほか、銀細工、蹄鉄工、理髪、商業など多様な職種の当人または家族が見出される。これらはサンタ・マダレーナ教会によって身元の確認と埋葬がなされた死者であり、異教徒、外国人、旅行者の多数はもと



もと掌握されていない。

こうしたマセドの調査結果はソウサの大著にも摂取され、犠牲者の氏名はみなそこに転記されている。しかし、なぜかソウサはそれらについて職業または身分の記載をすべて省略した。マセドの調査結果が一抹の不備や重複を含むとしても、職業・身分の明示によって被災の深刻さを一層痛切に思うことは確かである。

この日ポルトガル駐在のフランス大使フランソワ・ド・バッシおよびプロシヤ公使ヘルマン・ジヨゼフ・ブラキャンプは、本国への報告を送った。震災後リスボンから外国へ送られた公文書のなかでもっとも早い日付である。これら報告の抜粋は報告は『ポワリ工著』リスボン地震一七五五年』のなかに見出される。

フランス大使バッシの報告は数次にわたりヴェルサイユ宮の財務長官ジュイ伯爵アントワーヌ・ルイ・ルイエに届けられ、フランス外務省古文書部に保存される。簡素な紙に慌だしい筆致で綴られるが、第一の報告はやや長文である。

フランス大使フランソワ・ド・バッシの一七五五年十一月三日付外務長官宛報告

一七五五年十一月三日、リスボン近郊の山間にて

フランソワ・ド・バッシ

拝啓。スペイン大使秘書官の至急便発送に付託して、リスボンの壊滅へ至る怖るべき災厄について第一報を送る。本月一日午前九時半に地震が発生し、中断なく五分以上続いた。建造物の大半が倒壊し、広い範囲で家屋も焼尽した。火災はほぼ同時に五つか六つの地点で始まり、烈風に煽られて大火が、百年かけても復旧できぬ惨状にリスボンを変貌させたのである。わが邸宅も同様に崩れたが、勇敢な従僕が資産もある程度救出してくれた。多くの椅子、ベッド、二対のタペスリーなどはすべて残したままで、二万ルーブル以上を喪失したと思う。しかし、僥倖にも本官自身はもとより、最愛の妻と子も、すべての召使も無事である。脱出の際に部屋着と上靴は持ち出した。やがて本官は（フランス領事）グルニエ殿の山荘へ赴き、彼が隣人の邸宅へ避難してことを知った。その隣人が本官らも邸内に受け入れ、露天のテンド小屋に寝かしてくれた。以後夜は烈風からタオルで身を護っている。

不幸にもペレラダ伯爵は玄関の横木に砕かれて、無惨にも逝去された。ローマ教皇大使は従者全員を喪われた。存続する市街は十分の程度しかない。飢餓を憂慮したが、ポルトガル宮廷は適切な法令を發布され、第三の災厄を防止できると思われる。

国王陛下のご様子を知り、王族の方々にご助力すべく、早速ベレンへ使者を遣わした。昨日は車馬が確保で帰きず、本官は今朝陛下のもとへ伺候し、衷心から慰藉を申し上げた。光栄にも半時間も拝謁を賜ったのである。不屈の勇氣、深厚なる恩愛、崇高なる精魂をそこに拝察致した。

いまは従者に安全な居場所を求めさせ、適切な訓令をお待ちしている。われらの惨状を伝えるこの報告に、体裁および行文の不備が伴うことをなにとぞ赦されたい。終生変わらぬ閣下へ

の敬意をここに捧げる。敬具。

外務長官アントワーヌ・ルイ・ルイエ閣下

フランス大使フランソワ・ド・バスシは、一七五二年フランス大使としてリスボンに着任した。一七四〇年彼はシャルロツテ・ヴィクトワール・ル・ノルマンと結婚した。ルイ十五世の高名な愛寵、ポンパドゥール侯爵夫人は彼女の義姉にあたる。

プロシヤ公使ヘルマン・ジョゼフ・ブラキャンプは、ポルトガル系オランダ人の家庭に生まれ、プロシヤに移住してフレデリック二世に登用された。一七五一年から公使としてリスボンに派遣されたのは、プロシヤとポルトガルの通商を緊密にするためであった。国王に宛てた一七五五年十一月三日付公用至急便は、フランス語で書かれ、行文にやや乱れがある。ポワリエの著書に採録されたその抜粋を試訳する。

肅呈

宇宙の創造者たる神が、数次にわたる大地の激動によって首都リスボンとその近郊の住民に劫罰を下された様相を、国王陛下に報告したいと存じます。中略 天恵によって本官は死を免れ、家族全員もことなきを得ています。建物の瓦礫に埋もれたスペイン大使、ペレラダ伯爵を除けば、王宮周辺に住む外国使節は幸運にもみな無事でした。ポルトガル王国の全域、さらにはスペインの国境地帯も大地震に襲われた、と人々は戦慄しています。中略 国王陛下におかれは、ポルトガル国王に慰藉と激励の書簡を草され、本官に付託されれば、光栄でございます。

郵便制度の確立に先鞭をつけたプロシヤではあるが、公使ブラキャンプの至急便は発信から四十五日後、ベルリン宮廷の国務長官グラーフ・ポデヴィルの手元に届いた。この文書はただちにポツダム離宮フレデリック二世の手元へ転送される。リスボン大地震については国王は、十一月二十五日ロンドンの英国外交官ミシエルより、また十二月二日にはハーグ滞在の王室顧問官より急報を受け、詳しい情報を寄せるよう依頼している。現地からの公文書第一報にフレデリック二世はつきのように対応した。

拜復。書簡の伝送に感謝する。信義と情誼を籠めた親書をただちにポルトガル国王に送る必要がある。災厄に襲われたリスボンと各地の艱苦に向けて、衷心からの篤実な慰藉を申し上げるとともに、かくも凄惨な惨禍のなかで国王陛下とそのご家族が無事であられたことを祝福したい。

一七五五年十二月十八日 ポツダム

プロシヤ国王フリードリッヒ二世

Francois de Baschi, Lettre à Antoine Louis Rouille datée de 3 novembre 1755. citée dans Poirier, *op.cit.*, pp.43-44.

Herman Joseph Braancamp, Lettre à Frederic II datée du 3 novembre 1755. citée dans Poirier, *op.cit.*, p.42.

国務長官 グラフ・ポデヴィル殿

初出 二〇一五年八月六日

---

Frederic le Grand, *Oeuvres, volume 27-1, Politische Correspondancz Friedrich*, pp.424-425,  
437.